

周防大島町告示第13号

令和6年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月26日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

尾元 武君

荒川 政義君

久保 雅己君

小田 貞利君

---

○3月6日に応招した議員

---

○3月18日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和6年3月4日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年3月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第9号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第9 議案第10号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第11号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第12号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第14号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第15号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第16号 周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 周防大島町三蒲児童の館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部改正について

- 日程第22 議案第23号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第27 議案第28号 財産の無償貸付けについて（旧田布施農業高等学校大島分校）
- 日程第28 議案第29号 財産の無償貸付けについて（旧森野小学校）
- 日程第29 議案第30号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第31号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第32号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第33号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第34号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第35号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第36号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第37号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）

- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第9号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第9 議案第10号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第11号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第14号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第15号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第16号 周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 周防大島町三浦児童の館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

- 日程第27 議案第28号 財産の無償貸付けについて（旧田布施農業高等学校大島分校）  
日程第28 議案第29号 財産の無償貸付けについて（旧森野小学校）  
日程第29 議案第30号 油宇集会施設の指定管理者の指定について  
日程第30 議案第31号 小泊集会施設の指定管理者の指定について  
日程第31 議案第32号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について  
日程第32 議案第33号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第33 議案第34号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について  
日程第34 議案第35号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について  
日程第35 議案第36号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について  
日程第36 議案第37号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

---

出席議員（13名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 山中 正樹君 | 2 番 | 栄本 忠嗣君 |
| 3 番 | 白鳥 法子君 | 4 番 | 竹田 茂伸君 |
| 5 番 | 山根 耕治君 | 6 番 | 岡崎 裕一君 |
| 8 番 | 田中 豊文君 | 9 番 | 新田 健介君 |
| 10番 | 吉村 忍君  | 11番 | 尾元 武君  |
| 12番 | 荒川 政義君 | 13番 | 久保 雅己君 |
| 14番 | 小田 貞利君 |     |        |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 事務局長 | 大川 博君  | 議事課長 | 池永祐美子君 |
| 書記   | 浜元 信之君 |      |        |

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 淨孝君      副町長 …………… 岡村 春雄君

|            |       |        |           |       |        |
|------------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| 教育長        | …………… | 星野 朋啓君 | 病院事業管理者   | …………… | 石原 得博君 |
| 総務部長       | …………… | 中元 辰也君 | 産業建設環境部長  | …………… | 瀬川 洋介君 |
| 健康福祉部長     | …………… | 重富 孝雄君 | 上下水道部長    | …………… | 山本 正和君 |
| 統括総合支所長    | …………… | 岡本 義雄君 |           |       |        |
| 会計管理者兼会計課長 | …………… |        |           |       | 江本 達志君 |
| 教育次長       | …………… | 木谷 学君  | 病院事業局総務部長 | …     | 山中 茂雄君 |
| 総務課長       | …………… | 梅木 義弘君 | 財務課長      | …………… | 岡原 伸二君 |
| 介護保険課長     | …………… | 神戸 和雅君 |           |       |        |

---

午前9時30分開会

○議長（小田 貞利君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和6年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（小田 貞利君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、白鳥法子議員、4番、竹田茂伸議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（小田 貞利君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月26日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月22日までの19日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月22日までの19日間とすることに決定しました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長（小田 貞利君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、昨年12月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（１２月・１月・２月実施分）及び定期監査（１２月・１月・２月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付しております。

次に、陳情・要望につきましては、日本国民救援会柳井支部から陳情要望第３７号刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の国への提出を求める陳情書を受理しましたので、議員配付として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について御報告をいたします。

はじめに、柳井地区広域市町の関係では、令和５年１２月２６日に招集された柳井地区広域消防組合議会第２回定例会並びに令和６年２月２９日の第１回定例会へ吉村議員と久保議員が出席。

次に、令和５年１２月２７日の柳井地域広域水道企業団議会第２回定例会並びに令和６年２月２８日の第１回定例会へは竹田議員と山根議員が出席。また、令和６年１月３０日に行われました柳井地域水道事業の経営統合調印式には久保副議長に出席をいただきました。

次に、山口県の関係では、令和６年２月２０日の山口県町議会議長会２月定例会におきまして、荒川会長の退任に伴う山口県町議会議長会会長の補欠選任があり、後任の会長には阿武町議会の末若憲二議長が選出されました。その後、令和５年度一般会計補正予算並びに令和６年度一般会計予算の審議が行われ、それぞれ全会一致で可決されております。

また、午後から開催された山口県離島振興市町議会議長会定例会におきましても、荒川会長の退任に伴う会長の補欠選任が行われ、後任の会長には上関町議会の岩木和美議長が選出されました。

なお、令和６年度予算並びに事業計画は全会一致で原案のとおり可決となりました。

その後、全国町村議会議長会自治功労者表彰及び町村議会表彰の伝達式では、令和元年７月２日から４年７か月にわたって山口県町議会議長会の会長を務めてこられた荒川政義議員へ、全国町村議会議長会から感謝状が贈呈されました。長年の御労苦に対し、ここに改めて敬意の念を表す次第であります。

また、伝達式後の研修会には、本町議会から１０名の議員の御参加をいただき、講師に全国町村議会議長会の事務総長赤松俊彦氏をお招きし、町村議会の課題について、我が国の人口ビジョンや世代ごとの消費行動、地方行財政の課題としては、活力ある多様な地域社会の実現に向けた総務省の取組や、デジタル人材の計画的な確保・育成の推進、町村議会の現状に関しては、議員の成り手不足や議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備など、多くのことを拝聴いたしました。

次に、議員派遣の関係について御報告とお知らせをいたします。

まず、令和６年１月２８日に開催された東京久賀倶楽部総会へ新田議員が出席をされました。

議会を代表し、会員との情報交換や親睦の輪を広め、ふるさと大島に対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、責任の重大さを深く感じたことと存じます。大変お疲れさまでした。

続いて、これも町人会の関係でございますが、例年であれば5月に開催されております東京大島ふるさと会は、東京大島郡人会との合同開催が予定されており、さらに東京たちばな会及び東京東和町人会は合併あるいは他地区との合同開催も検討しているとのこととであります。いずれも現在のところ開催時期は未定でございますので、情報が入り次第、議員各位にお知らせしてまいります。

最後に、全体での視察研修について、現在、令和6年4月の実施に向けて詳細を調整しておりますので、概要が決まり次第、事務局から議員各位へ御案内をさしあげることといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4．施政方針並びに提案理由の説明・行政報告

○議長（小田 貞利君） 日程第4、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告に入ります。

町長から施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様おはようございます。本日は、令和6年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和6年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに諸議案につきまして御審議いただくにあたり、町政運営に挑む私の基本的な考え方の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

施政方針といたしまして、はじめに、令和6年1月1日に発生をいたしました能登半島地震において、お亡くなりになられた方々と御遺族に謹んで深い哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

1日も早い復旧・復興に向け、微力ながら本町としても、関係機関と連携しながら職員派遣や義援金の呼びかけなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、令和6年度は、町制20周年の節目の年であり、私にとりましては任期最後の年であります。令和2年11月に3代目の周防大島町の町長として町民の皆様から町政運営の付託をいただいてから、4年を迎えようとしております。

私は、町長就任から椎木前周防大島町長が一貫して取り組まれた行財政改革や定住促進、医療介護福祉、防災、観光振興等の施策を継承しながらも、新たなビジョンを持ってまちづくりの目標を、たのしい島、すみたい島、いきたい島として、創意工夫で周防大島町の特色を生かした施策の実現など、様々な分野でチャレンジをしてまいりました。



しかしながら、3年にも及ぶコロナ禍の長期化等により、町民の方々の暮らしや地域経済、さらには町の施策にも大きな影響が生じ、町政を取り巻く環境は大きく変化をいたしました。

現在は、町民の方々の日常生活や地域経済もコロナ禍の3年間を乗り越え、以前のような状況に戻りつつありますが、長引く物価高騰などの影響が大きな課題の1つとなっております。

このような状況の中でも、町民サービスの水準を維持し、さらには、本町の行財政運営の基本となる総合計画で将来像として掲げております、人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島町の実現に向け、効率的かつ信頼できる行政運営を進めていくとともに、町民の皆様が求めるニーズに可能な限り応えられるよう、新たな施策にも取り組むための予算編成を行ってまいりましたので、任期最後までしっかりと町政運営を行ってまいります。

それでは、改めて本町を取り巻く状況とともに申し上げます。

日本経済の現状について、内閣府が発表した2月の月例経済報告によりますと、景気は、このところ足踏みがみられるが、緩やかに回復をしている。とし、先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある、さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。との基調判断を行っております。

国における令和6年度の予算編成についての考え方として、我が国の経済は、コロナ禍を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレーションから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えている。

他方、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いており、これを放置すれば再びデフレーションに戻るリスクがあり、また、潜在成長率がゼロ%台半ばの低い水準で推移しているという課題もあるとされております。

このような状況において政府は、経済財政運営と改革の基本方針2023に沿って、新しい資本主義の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組や、GX・DX、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行、こども・子育て政策の抜本的強化や、多様性が尊重され全ての人が力を発揮できる包摂的な社会や、地域の活力を引き出し特色のある地方創生の実現や、経済安全保障、エネルギー・食料安全保障についての方針を示すとともに、自然災害から国民を守る防災・減災、国土強靱化の推進等、国民生活の安全・安心に向けた方針を示されております。

次に、本町の財政状況についてであります。令和4年度一般会計の決算は、町民税収入が大幅

増収となったことを最大の要因として、過去最大の決算額となりました。

これにより自主財源比率が大きく改善いたしましたが、継続性が不透明な増収内容であることから、普通交付税への依存が強い財政状況に変化はなく、今後も経常的経費の抑制と安定的な自主財源の確保が必要と言えます。

財政構造の弾力化を判断するための指標である経常収支比率は67.2%と、前年度より25.2ポイントの大幅改善となりましたが、町民税の大幅増収が要因であり一時的な改善と言えることから、今後も経常経費の抑制に取り組み、財政構造の硬直化を食い止めていく必要があります。

借入金の返済額等の大きさを指標化した実質公債費比率は12.4%と、昨年度より0.2ポイント悪化しており、財政健全化の維持のため、引き続き町債の新規発行の抑制や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努める必要があります。

また、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てている財政調整基金は、令和4年度の町民税収入の大幅な増加等があつて、最終的には約29億円の積み立てを行い、令和4年度末で約93億円と、県内でも屈指の残高を保有することとなりました。

町民税増収に伴う令和5年度の普通交付税の交付額は、前年度から約16億1,000万円減額の約53億1,000万円で、この普通交付税減額分も合わせ、令和5年度予算における財政調整基金繰入金は16億円強の見込みとなり、この多大な取崩し額をもって歳入不足を補っていることに加え、将来の人口減による交付税減額についても留意が必要であります。

自主財源に乏しい本町でございますので、災害対応や未来の大規模事業等への対応財源として、一定の水準が維持されるよう調整しながらの慎重な活用が重要となります。そのためにも、長期的な財政運営を安定的に行うための重要な財源であるとの考えのもと、今まで以上に堅実な財政運営を進める必要性を強く感じております。

令和6年度の見通しについては、歳入面では、予算の大部分を担う地方交付税が通常レベルへ回復する見込みですが、前年の自主財源増収の影響から過疎債ソフト事業の借入上限額が大きく減額されること等もあり、厳しい財源構成となる見込みがございます。歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策が落ち着くも、さらなる物価高騰や人件費改定などによる経常経費の増加が見込まれます。

こうした本町財政状況の中、脱炭素移行やDX推進といった社会的な構造変革への貢献も視野に入れながら、将来に向けて必要な取組には積極的に投資するとともに、財源不足の慢性化を招かないため、選択と集中、削減可能な経費は削減に努める等、義務的経費以外の歳出予算額をできる限り抑制する取組が求められております。

それでは、次に重点政策について申し上げます。令和6年度は、令和5年度から継続して、子

育て・教育支援、安心・安全対策、未来につながる基盤強化、この3つの柱を掲げております。

重点政策の第1は、子育て・教育支援についてであります。

以前から申し上げておりますとおり、私自身、子育て世代の代表として、子育て・教育支援を充実させ、周防大島町で子育てしてみたい、してよかったと思っていただけるよう各種事業を進めてまいりたいと考えております。

そのためには、まずは安心して出産ができる環境づくりが必要であり、引き続き柳井医療圏域内の総合病院に対して産科医師の確保のための支援や新たに大島病院に産婦人科外来を開設し、柳井医療圏域内の総合病院より産婦人科医師を派遣していただき、産科の妊婦健診、婦人科の婦人科疾患医療などを実施することとしており、産前・産後サポート事業や子育て世帯訪問支援事業、そして新生児聴覚検査事業などの新規事業を実施するとともに、拡充する事業や継続事業においてもしっかりと取り組むことで妊娠期から切れ目のない安心感のある支援を行ってまいります。

また、子育てしやすい環境づくりといたしまして、保護者負担の軽減のため米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とし、町内小中学校における学校給食費の無償化事業等の継続、新規事業として高校3年生までの年齢を対象に医療費を全額助成する高校生等医療費助成事業を令和6年10月より実施したいと考えております。

次に、教育についてでございますが、教育の質の向上は、未来を担う子どもたちへの重要な投資と考えており、ICT教育支援事業を拡充することをはじめ、国際理解教育とグローバル人材を育成するための教育の充実を図るため、ALTによる外国語教育など、幼少期から英語に触れる機会を創出し、保育園、小学校、中学校、高等学校と各年代に応じた英語教育の提供に努め、グローバル教育の推進を継続して取り組んでまいります。

また、教育改革センター主任（部活動担当者）を配置し、部活動の地域移行に向けた取組を推進するため部活動指導員を増員して、さらなる部活動指導体制の強化充実を図ることとしております。

さらに、新しい学校教育の創造について、周防大島町の資源の1つである海を題材とした海洋教育に取り組み、持続的な地域創生につながる人づくりと地域づくりの学びを推進するとともに、教職員のスキルアップにつながる海洋教育パイオニアスクール事業、こちらを令和6年度の新規事業として実施したいと考えております。

続きまして、第2であります安心・安全対策についてであります。

町民の生命や暮らしを守ることは、自治体の最も重要な責務であり、南海トラフ巨大地震や津波、大雨による土砂災害などの自然災害や交通事故、火災、犯罪などへの対策を関係機関・団体と緊密に連携しながら、的確な施策を引き続き講じてまいりたいと考えております。

はじめに、防災対策についてでございますが、自助・共助・公助の取組を一層推進するためハザードマップ等を活用した広報活動、防災訓練や防災講演会等を通じ、町民の皆様が学び考える場を確保し、地域や学校に防災担当が出向くことなど、さらなる防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織等が災害時に効果的な活動ができるよう、活動支援補助金を交付し実効性のある自主防災組織等の育成を図ってまいります。

消防体制につきましては、消防団員の減少や高齢化に対応した消防団組織の再編の検討や消防施設の更新・整備を引き続き行い、女性を含む消防団員の確保に努めながら、火災や激甚化する自然災害などにも対応し得る地域消防力の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、交通安全、防犯対策については、関係機関・団体と連携を図りながら交通ルールの遵守とマナー向上を促進するとともに、交通安全施設等の整備に努め、防犯対策では、全国的にうそ電話詐欺などの特殊詐欺が多く発生していることから、自動通話録音機等の購入費の一部を助成する事業を新たに実施したいと考えております。

また、令和4年度より実施しております防犯カメラの設置事業についても、引き続き犯罪や事故防止のため公共施設に設置をしてまいります。

そして、第3といたしまして、未来につながる基盤強化についてであります。

本町をはじめ多くの自治体では、人口減少や少子高齢化の進展、複雑多様化する住民ニーズへの対応、自治体DXの推進や環境問題、空家空地対策、公共施設の維持管理、さらには物価高騰や財政難などといった大きな課題に直面しており、持続可能な行財政運営を確立するためには、戦略的な未来への投資が必要であると考えております。

そのようなことから、本町の総合計画の基本目標に3つのまちづくりを掲げており、令和6年度に各分野において新規事業として28事業と拡充事業11事業を計画し、継続事業においてもしっかりと取り組むことで、本町の未来につながる基盤を築くことができ、町民の皆様や事業者の方々のチャレンジを後押しができるものと考えております。

また、令和4年度より開催をしております有識者意見交換会において、様々な分野の方々と意見交換を行い、私にとりましても大変意義のあるものとなりました。

令和6年度も継続して実施したいと考えており、テーマの1つとしてまず考えておりますのは、昭和51年7月に開通いたしました大島大橋についてであります。

大島大橋については、周防大島町と本土を結ぶ唯一の架橋であり、本町にとりましては必要不可欠なものであります。大島大橋も架橋からあと数年で50年を迎えようとしております。

また、決して忘れることのできない平成30年10月22日に起きた外国船籍貨物船衝突事故では、町民の方々の生活、経済、社会活動に甚大な被害をもたらしました。

さらには、本町で危惧されております南海トラフ巨大地震や安芸灘断層などの大きな地震、津

波による自然災害への対応を踏まえ、大島大橋は山口県管理のものではありますが、本町にとっては重要なライフラインとしての命綱であり、なくてはならないものであります。また、人流や交流、観光にとっても重要であります。

このことから、第2大島大橋の架橋などについて様々な意見をいただき、現在の大島大橋の役割や町としての考え方などをいま一度整理したいと考えております。

本町が抱える地域課題は様々ではございますが、町民の皆様が周防大島町で暮らして良かった、ずっと住み続けたいと思っていただけるよう引き続き職員とともに全力かつ夢を持って町政運営に取り組んでまいり覚悟でございますので、町議会の皆様をはじめ、関係各位のなお一層の御支援、御協力を何とぞお願いいたします。

それでは、続きまして周防大島町の令和6年度当初予算案につきまして、お手元にお配りをしております令和6年度当初予算（案）の概要により御説明をさせていただきます。

それでは、この当初予算（案）の概要の4ページをお願いいたします。

私にとりましては、町長就任後、4年目の予算編成となりました。

令和6年度予算編成においては、エネルギー価格の高騰や円安の進行による物価の上昇、これらに対応する賃上げ、公共施設等の改修・更新など避けることができない財政需要の中にあっても、国の動向と地方財政の課題をとらえながら、子育て・教育支援、安心・安全対策、未来につながる基盤強化、この3つの柱の実現に向けて、限られた財源を有効的に活用し、予算を編成させていただきました。

また、令和6年度は町制20周年を迎える節目の年であります。本町では、行財政運営の基本となる総合計画の将来像として掲げる、人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向けて、長期的な視点に立った町政運営を進めるため、各種施策を引き続き展開してまいりたいと考えております。

令和6年度の予算規模でございますが、一般会計の当初予算額は、前年度より8.5%増、12億5,000万円増額の159億4,000万円と、こちらは合併後の2年間を除いて過去最大級の予算規模となりました。

国民健康保険事業など4つの特別会計の合計は、4.2%減の62億5,881万4,000円、水道事業など3つの企業会計の合計は、2%増の99億2,789万円、全ての会計の合計では、3.8%増の321億2,670万4,000円となっております。

一般会計において増額となった主な要因は、物価高騰による各種経費や人件費の増額等に加え、学校施設やスポーツ、観光施設等、複数の施設の改修事業が集中したためでございます。

施設改修事業等の主な財源は、適用期限が令和6年度で最終となる合併特例事業債のほか、ハード事業、ソフト事業で活用する過疎対策事業債を予定しております。

合併特例事業債、過疎対策事業債は、毎年度償還する元利償還金の7割が普通交付税で措置されますので、町財政運営に影響が出ないよう配慮しております。

5ページには、一般会計と各特別会計の予算の状況をお示ししております。

なお、病院事業特別会計におきましては、コロナ禍後の患者数減少等を踏まえ、収益的収支において病院事業局としてはじめて赤字予算となっております。

それでは、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございますが、1款町税は、2.3%増の13億156万9,000円を見込んでおります。

2款地方譲与税から10款地方交付税につきましては、前年度の実績見込みや国の地方財政計画等により試算をして計上しており、10款地方交付税は、1.2%減の72億9,000万円を見込んでおります。

18款繰入金は、各基金の取り崩しでございますが、財源不足を補うための財政調整基金は、13億1,449万円を繰り入れることとしており、合計で67.4%増の15億9,756万9,000円となっております。

21款町債につきましては、30%増の28億2,300万円の計上となっております。防災行政無線再整備事業、道の駅サザンセトとうわ改修事業等の財源となる過疎対策事業債のほか、グリーンスティナがうらサッカー場の人工芝全面改修事業、B&G海洋センタープール改修事業、合併地域振興基金積立金等の財源である合併特例債がその主なものでございます。

以上が歳入の状況でございますが、7ページの下表に自主財源と依存財源に区分した表をお示ししておりますとおり、町税等による自主財源比率は21.5%と低い状況であり、地方交付税や町債、国庫支出金、県支出金といった依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政状況となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出の状況を目的別にお示ししております。

1款議会費では、議場放送設備更新工事等により、38.2%増の1億2,600万円の計上でございます。

2款総務費では、ワーケーションアイランド構想加速化促進補助金や防災行政無線再整備事業、合併地域振興基金積立金7億円などにより、9.2%増の29億5,688万8,000円の計上でございます。

3款民生費では、高校生等医療費助成事業、介護人材確保事業等の経費を新たに計上し、3.5%増の25億5,297万1,000円となっております。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種経費、じん芥処理施設経費、し尿処理施設

改修等により、6.8%増の9億6,974万4,000円の計上となっております。

5款農林水産業費では、高潮・内水・浸水対策事業、海岸保全整備事業などにより、0.8%増の7億1,621万5,000円の計上でございます。

6款商工費では、グリーンスティナがうらサッカー場の人工芝改修事業、道の駅サザンセトと  
うわ改修事業等により、76.4%増の9億8,950万9,000円の計上でございます。

7款土木費では、道路橋りょう維持管理事業費等の減額により、5.2%減の4億8,022万  
6,000円の計上でございます。

8款消防費では、消防団の分団に配備している消防可搬ポンプの更新等により、12.1%増  
の5億565万6,000円の計上でございます。

9款教育費では、B&G海洋センタープール改修事業、東和小学校改修事業等により、  
38.8%増の15億3,349万2,000円の計上となっております。

10款災害復旧費は、道路橋りょう災害復旧事業の完了により大幅な減額となっております。

11款公債費は、17億9,058万1,000円を、12款諸支出金には、各特別会計への繰  
出金32億8,867万8,000円を、また、13款予備費には、前年度と同額の3,000万  
円を計上しております。

次に、9ページをお願いいたします。

この表は8ページの目的別の歳出予算を、性質別にそれぞれ分類し、計上したものでございま  
す。

次に、10ページをお願いいたします。

地方債残高の状況でございますが、一般会計における令和6年度末の残高は、約11億  
1,000万円増額の約166億円になると見込んでおります。

11ページには、各基金の状況をお示ししております。

財源調整用の財政調整基金は、令和6年度当初予算においては、13億1,449万円の取り  
崩しを予定しております。

また、下から9行目、合併地域振興基金には、合併特例債を財源として7億円積み立てる予定  
のため、利子を含めた額を計上しております。

その2行下の学校給食費無償化事業基金には、学校給食費無償化に要する経費として2,952万  
3,000円を取り崩す予定としております。

続きまして、13ページからは主要事業の概要につきまして、お示しをしております。

総合計画の3つの基本目標であります1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり、2. 人  
が元気で活躍するまちづくり、3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりに沿って各事業を  
分類し掲載いたしております。

なお、新規事業につきましては、主要事業に掲載しておりますとおり、全体で28事業となっております。

それでは、新規事業を中心にいくつか御紹介をさせていただきます。

13ページ、産業の振興の新規事業の一番上、ワーケーションアイランド構想加速化促進補助金でございますが、本町でワーケーションを実施する企業等に対し、宿泊費や交通費等の一部を助成するものでございます。

4つ目の観光プロモーション映像作成事業は、最新の情報を盛り込んだ観光プロモーション映像を新たに作成いたします。

14ページをお願いいたします。

こちらは継続事業ですが、上から5つ目、新規就業者等産地拡大促進事業補助金は、柑橘選果場の選果機改修に対する助成を行う予定としております。

15ページをお願いいたします。

上から5つ目、道の駅サザンセットとうわ改修事業は、トイレ棟と研修棟を新設し、観光客の増加を図るものでございます。

一番下、生活環境の整備の新規事業、地方公共団体事務支援事業、こちらは和田郵便局に郵便局型キオスク端末を設置し、コンビニがない地域でもマイナンバーカードを利用して簡単に行政証明書の発行ができるようにいたします。また、包括連携協定によって郵便局を活用した行政窓口サービスを行うことにより、事務の効率化、利便性の向上を図るものでございます。

16ページをお願いいたします。

一番上の環境保全等推進事業は、地域脱炭素社会に向けた取組の強化を図るため、ゼロカーボンシティ宣言を発出し、EV充電器の設置や研修会、環境イベントの開催等を予定しております。

中ほどの拡充事業の浄化槽適正管理推進事業は、令和5年度から開始した浄化槽のプロワ交換費用や浄化槽本体の修繕費用の助成に加え、通常の維持管理費にかかる定額助成を行うものでございます。

17ページの中段には、継続事業でございますが、久賀・大島地区及び東和片添地区において、引き続き公共下水道の整備を行うこととしております。

18ページをお願いいたします。

都市基盤の整備の新規事業の一番上、議場放送設備更新工事は、経年劣化により更新が必要となった議場のカメラ・音響設備等の更新工事を行うものでございます。

その下、拡充事業の画像処理技術導入事業、こちらは観光地やイベントの様子をAR（拡張現実）やVR（仮想現実）の技術を用いてリアルな体験を可能とし、あわせてデジタルスタンプラリーを実施することで、観光客の集客や地域の活性化を図ろうとするものであります。



19ページをお願いいたします。

定住の促進について、若者世帯住宅取得応援事業や空家リフォーム助成事業を引き続き実施いたします。

3つ目の若者定住促進住宅建設事業は、第4期分の4戸の住宅建設に向けて用地造成工事等を行うものでございます。

次は、学校教育の関係でございます。

新規事業の小中学校統合に関する意識調査でございますが、小中学校の統合に関する保護者等の意識を調査するため、アンケート調査を実施するものでございます。

海洋教育パイオニアスクール事業、こちらは教育委員会及び希望する小学校において、周防大島町の資源である海を題材とした海洋教育に取り組み、持続的な地域創生につながる人づくりと地域づくりの学びを推進するものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

上の2つの事業は、東和小学校関係の改修工事として、バリアフリー改修工事とプール改修工事を行うものでございます。

拡充事業のICT教育支援事業は、ICTを活用した学校環境づくりを行っており、新たにデジタル学習アプリを導入し、新しい学習スタイルの推進に取り組もうとするものであります。

21ページの上から2つ目、継続事業であります。学校給食費無償化事業は、令和5年4月から米空母艦載機部隊配備特別交付金による基金を財源として、町内小中学校の学校給食費の無償化を実施しております。

22ページをお願いいたします。

生涯学習の拡充事業、デジタル活用支援事業は、町民の方を対象に集合型・訪問型のスマートフォン教室や移動車両によるスマートフォンセミナーを開催いたします。

23ページをお願いいたします。

文化・スポーツの関係でございますが、グリーンスティナがうらサッカー場改修事業は、サッカー場人工芝の全面改修工事を実施いたします。

宮本常一記念館開館20周年事業、こちらは開館20周年の記念事業やホームページのリニューアル等を実施いたします。

B&G海洋センタープール改修事業は、プールの温水化等リニューアル改修工事を実施するものでございます。

24ページをお願いいたします。

交流の関係ですが、拡充事業の有識者意見交換会は、町が抱える課題について様々な立場の皆様から幅広く意見をいただき、町政運営の参考にするとともに、能登半島地震など近年の災害を

踏まえ、第2大島大橋についての意見交換も実施をしたいと考えております。

継続事業の一番下、語学留学生派遣事業につきましては、姉妹島であるハワイ州カウアイ島へ高校生、高等専門学校生を派遣し、語学の学習だけではなく、現地の方との体験交流を通じて英語によるコミュニケーション能力の向上を目指しております。

25ページをお願いいたします。

保健・医療の関係となりますが、新規事業として、産前・産後サポート事業、子育て世帯訪問支援事業のほか、4つ目の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、65歳以上の方等を対象に接種費用の一部を助成いたします。

一番下の産婦人科医療事業は、産婦人科医療を提供するため、町立大島病院に産婦人科外来を開設し、産科の妊婦健診、婦人科の婦人科疾患医療・子宮がん検診などを実施いたします。

26ページをお願いいたします。

拡充事業の2つ目、妊婦健診事業は、令和6年度より多胎児を妊娠した場合、妊婦健診を通常の14回に5回分を上乗せして実施するものでございます。

続いて、27ページの一番上、継続事業ですが、周産期医療提供体制支援事業、こちらは柳井医療圏内の中核病院である総合病院に対して、産科医師等を確保するため、医療圏内の市町が財政的支援を行い、周産期医療体制の維持を図るものでございます。

次に、一番下の福祉の関係でございます。

新規事業の高校生等医療費助成事業については、子育て世帯の経済的支援を図ることを目的に、高校生世代の方を対象に医療費を全額助成いたします。

28ページをお願いいたします。

一番上の介護人材確保事業、こちらは介護人材を確保するため、町内の介護事業所に就職した有資格の介護等従事者に対し、支援金を支給するものでございます。

2つ目の離島介護渡船料助成事業、こちらは離島における居宅介護サービスの利用促進のため、渡船料を助成いたします。

続きまして、拡充事業の福祉タクシー利用助成事業は、令和6年度より80歳以上の方への助成を年12回から年24回へ増やすことといたします。

続きまして、29ページをお願いいたします。

防災・消防・救急の関係でございます。

継続事業の防災行政無線再整備事業は、安定的に防災行政無線を運用していくため、年次的に更新する計画としており、令和6年度は、主に再送信子局・多重無線設備等を更新する予定でございます。

3つ目の高潮・内水・浸水対策事業は、漁港区域内において高潮や豪雨による浸水から防護す

るため、護岸の改良や排水設備を整備するもので、三浦東浜地区の高潮対策工事等を行います。

最後に、30ページをお願いいたします。

交通安全・防犯の新規事業、自動通話録音機等購入補助金につきましては、振り込め詐欺をはじめとした、電話による特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、購入費の一部を補助するものでございます。

以上、主要事業につきまして、新規事業を中心にいくつか御紹介をいたしましたが、これまで取り組んできました継続事業等も掲載しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

また、31ページ以降は、合併関連事業、米空母艦載機部隊配備特別交付金関連、基金充当事業のほか、町財政の推移を参考資料として掲載しております。

以上が周防大島町の令和6年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、令和6年度第1回周防大島町議会定例会の提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、報告2件、諮問1件のほか、令和6年度各会計当初予算、令和5年度補正予算、条例の一部改正など合わせて40件であります。

報告第1号及び報告第2号は、工事請負変更契約の締結について、専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、令和6年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は159億4,000万円となっております。前年度当初予算比12億5,000万円の増額、率にして8.5%の増となっております。

議案第2号から議案第8号までは、令和6年度各特別会計予算に関わるものでございます。

議案第2号は、令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から2億3,646万5,000円を繰り入れ、予算の総額は24億2,028万6,000円となっており、前年度当初予算比2億7,298万円の減額であります。

議案第3号は、令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億7,128万9,000円を繰り入れ、予算の総額は5億627万4,000円となっており、前年度当初予算比4,765万円の増額であります。

議案第4号は、令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億3,606万6,000円を繰り入れ、予算の総額は32億2,365万9,000円となっており、前年度当初予算比6,140万9,000円の減額であります。

議案第5号は、令和6年度周防大島町渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から1,543万5,000円を繰り入れ、予算の総額は1億859万5,000円と

なっており、前年度当初予算比1,526万3,000円の増額であります。

議案第6号は、令和6年度周防大島町水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を8億8,352万1,000円、支出合計を8億3,463万3,000円とし、資本的予算については、収入合計を2,765万6,000円、支出合計を2億4,045万8,000円とするものであります。

議案第7号は、令和6年度周防大島町下水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を12億1,642万2,000円、支出合計を10億6,042万7,000円とし、資本的予算については、収入合計を15億5,607万4,000円、支出合計を18億5,610万円とするものであります。

議案第8号は、令和6年度周防大島町病院事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を43億9,779万6,000円、支出合計を49億579万円とし、資本的予算については、収入合計を2億6,390万円、支出合計を10億3,048万2,000円とするものであります。

議案第9号から議案第15号までは、令和5年度各会計にかかる補正予算に関するものであり、決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第9号は、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）であります。

既定の予算から5億5,618万1,000円を減額し、補正後の予算を160億5,700万5,000円とするものであります。

議案第10号は、令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算に4,719万8,000円を追加し、補正後の予算を28億9,092万6,000円とするものであります。

議案第11号は、令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算から2,089万4,000円を減額し、補正後の予算を4億3,789万7,000円とするものであります。

議案第12号は、令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

保険事業勘定の既定の予算から1億3,594万2,000円を減額し、補正後の予算を34億2,540万6,000円とするものであります。

議案第13号は、令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算から240万6,000円を減額し、補正後の予算を9,365万1,000円とするものであります。

議案第 14 号は、令和 5 年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 5 号）であります。

収益的支出予算において所要の補正を行うものであります。

議案第 15 号は、令和 5 年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第 16 号から議案第 26 号までは、条例の一部改正に関するものであります。

議案第 16 号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正については、令和 6 年 10 月からの実施を目指しております高校生等医療費助成事業に本基金を活用するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 17 号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号周防大島町三蒲児童の館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、現在、東和小学校敷地内に建築中の放課後児童クラブ施設の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号周防大島町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についても、国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についても、国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を

定める条例の一部改正についても、国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものがあります。

議案第25号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正については、水道行政等にかかる権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることを受け、水道法が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正については、持続可能な医療提供体制を確保するため策定する周防大島町病院事業経営強化プランに基づき、所要の改定を行うものであります。

議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えることに伴い、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号及び議案第29号は、財産の無償貸付けについてであります。

議案第28号は旧田布施農業高等学校大島分校、議案第29号は旧森野小学校を、それぞれの施設の無償貸付けについてお諮りするものであります。

議案第30号から議案第37号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第30号は油宇集会施設、議案第31号は小泊集会施設、議案第32号はデイサービスセンター福寿苑、議案第33号は東和在宅老人デイサービスセンター、議案第34号はデイサービスセンター和田苑、議案第35号はデイサービスセンターしらとり苑、議案第36号は周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」、議案第37号は周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」、それぞれの施設にかかる指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

以上、各案件につきましては、提案理由の説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

.....

午前10時51分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、この際、3件について行政報告をさせていただきます。

はじめに、令和6年能登半島地震における本町の対応等について御報告をさせていただきます。

去る令和6年1月1日16時10分頃に石川県能登地方で発生をいたしましたマグニチュード7.6、最大震度7の大規模な地震により津波や火災が発生し、多くの家屋が倒壊・流出・焼失するとともに、死者241名、負傷者1,537名と甚大な被害状況となっており、今もなお多くの方々が避難所生活を余儀なくされているところであります。

お亡くなりになられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

この大災害に対する被災地への支援等につきまして、その状況を御報告いたします。

まず、義援金についてでございます。令和6年1月4日から各総合支所・出張所、たちばなケアプラザに義援金箱を設置し、来庁者の方々へ善意の御協力をお願いしているところであります。令和6年1月24日に第1回目の集約を行い、日本赤十字社に4万8,533円をお送りをしたところでございます。

また、周防大島町といたしましても、山口県町村会や公益社団法人B&G財団を通じた支援を行っております。

議員各位におかれましても、山口県町議会議長会を通じ、被災地の復興支援のためのお見舞金をお送りしたとお聞きしております。ここに皆様の心温まるお気持ちに感謝を申し上げますとともに、引き続き御協力をどうぞよろしくお願いをいたします。

次に、人的支援についてでございます。

総務省の応急対策職員派遣制度による山口県の支援先団体が、令和6年1月22日付で石川県輪島市とされ、令和6年1月23日から令和6年2月1日までは県職員が10名体制で、そして令和6年2月2日から県職員6名と市町職員4名の計10名体制で、現地において家屋の被害認定や罹災証明書の交付、こちらにかかる業務に従事しております。

本町におきましては、令和6年3月8日から令和6年3月15日にかけて1名の派遣を予定しております。被災地の惨状や取り巻く環境、そしてこれに対応する業務について身をもって体験するものであり、その経験は今後の本町の防災対策や応急に必ず生かせるものであり、今後も可能な限り支援を続けてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

続いて、2点目であります。2点目は、柳井地域の水道事業の広域化についてであります。

柳井地域の水道事業の広域化に関して、これまでの成果や今後の予定などについて申し上げます。

お配りをしております水道事業の広域化にかかる行政報告資料をお願いいたします。

本日は、12月議会以降の取組内容や、基本協定書、企業団規約（案）、事業計画書の進捗状況などにつきまして、御説明をさせていただきます。

はじめに、資料の4ページ、令和5年12月以降の取組といたしまして、広域化に関する研修

会の開催、広域化プロジェクトチームによる協議を重ねております。

資料4 ページをお願いいたします。

令和6年1月30日、火曜日でありましたけれども、柳井地域水道事業の統合に関する基本協定の締結について、柳井市役所で調印式を行いました。

調印式では、来賓として山口県議会から柳居議長をはじめ有近議員、国本議員に御臨席をいただき、そして山口県環境生活部長、構成団体の議会議長を立会人として執り行いました。本町議会からも、小田議長の代理として久保副議長に御出席をいただきました。

協定書の内容は、令和5年第4回定例会で御説明した内容と同一であり、第1条で統合の目的を、第2条で定義を、第3条では統合の期日を令和7年4月1日としております。第4条は統合の方法を、そして第5条では経営の主体を、第6条では運営体制を明記しております。

続いて、資料の5 ページ、第7条であります。

第7条は相互協力について、第8条は資産等について、第9条は事業計画について、第10条ではその他について明記をしております。

続いて、資料6 ページからの柳井地域広域水道企業団規約の改正（案）について御説明をいたします。

現在、用水供給事業を経営している柳井地域広域水道企業団が各市町の水道事業も経営することになりますと、企業団規約を改正する必要がございます。

本日は、主に変更となる予定箇所について説明をさせていただきます。

第3条の共同処理する事務、こちらは企業団が処理する事務を定義するもので、関係市町の末端水道事業の経営に関する事務及び水道事業や水道用水供給事業に付帯する事務を追加することが予定されております。

第4条の事務所の位置、こちらは主たる事務所の位置を定義するもので、広域化検討委員会で合意した柳井市役所内に変更する予定としております。

第5条の第1項は企業団議会についてであります。事務局では、近隣団体や類似団体の情報も参考としながら議員定数案について検討しているところで、令和6年2月22日には関係市町の議長、副議長会を開催しております。

資料7 ページをお願いいたします。

執行機関について、構成団体の副市長、副町長を充てる参与を追加するため、第9条の2の条文を追加する予定にしております。

第12条の経費の支弁は、共同処理する事務の経費負担を定めるものであります。ここでは、市町の水道事業にかかる経費は当該団体の水道料金、企業債、補助金、繰入金等をもって負担することとし、各水道事業の経理は明瞭に区分することを予定しております。



資料８ページ、附則で、施行期日は令和７年４月１日からとし、経過措置としまして、議員定数に変更があった場合の選挙の方法について記載することとし、関係市町の水道事業の事務及び関係市町が保有する水道事業の資産、負債及び資本は、令和７年４月１日に企業団が承継する旨、記載することとしております。

資料９ページから１５ページにかけては、議員定数に関する参考資料などを掲載しております。

なお、この規約は、本年度中に山口県に協議を行い、令和６年第３回定例会におきましてお諮りをしたいと考えておるところでございます。

次に、資料１６ページからの柳井地域広域水道企業団の事業計画書について御説明申し上げます。

基本協定書の第９条におきまして、統合の事業計画は、専門部会において、本協定に基づき調整事項について検討を行い、策定するものとするとしております。

事業内容や経費など各部会において合意に至っていない部分がございますので、これまで合意がされたものについて御説明を申し上げます。

第１章のはじめには、計画の位置付け、基本理念・基本方針・計画期間について記載しております。

資料１７ページをお願いいたします。

第２章では、水道事業の現状と課題について、資料１８ページにかけて触れております。

令和３年度から２か年かけて行った、広域化に関する基本検討業務の検討結果を反映させたものであります。

水需要の減少等により、供給単価の改定が必要となり、末端水道事業の経営は大幅な悪化となること、水道施設は老朽化が進み、更新に合わせた耐震化やダウンサイジングも必要となること、管路も同様で、更新に合わせた耐震化を進める必要があることなどがございます。

また、現在、全ての団体において水道料金で経費が賄えていない状況にあり、高額な一般会計からの繰り入れにより成り立っている状況にありますので、一般会計の負担の軽減も課題と言えます。

職員体制についても、水道の専門知識を有する人材の育成や技術の継承が課題となっています。

第３章は、資料２０ページから２２ページにかけて、組織・職員計画についての記載でございます。

基本的な考え方として、統合効果を最大限に活かし、将来にわたって持続可能な水道サービスの提供が可能となるよう、組織体制を構築し、将来的にはより広範囲な枠組みによる連携について検討を進めてまいります。

資料２３ページをお願いいたします。

第4章は、通信基盤・システム整備計画についてであります。

システム整備計画の基本的な考え方として、水道事業は個人情報など多様な情報を扱い、重要なライフラインであるため、快適な通信環境の整備と強固なセキュリティを確保いたします。

各種システムの統合は、国の交付金を活用し、令和9年度を目途に統一を行うことで、それぞれのプロジェクトチームにより現在調整中であります。

資料24ページからは業務運営計画についてであります。

業務運営の基本的な考え方は、統合のメリットを活用した業務効率化を図ることや、業務水準やサービスレベルの向上、迅速かつ効果的な危機管理体制を構築することといたします。

資料27ページから28ページにかけて、施設整備計画では、施設整備の基本的な考え方として、事業ごとに施設・管路の機能診断・耐震診断を行い、老朽度や緊急度、重要度を考慮した更新計画を策定し、将来の水需要を見据えたうえで、再編整備を行い、将来の更新費用や維持管理費を縮減いたします。

また、施設の強靱化など危機管理対策を実施し、災害や事故に強い水道を整備いたします。

資料28ページ中段から、第7章、財政運営計画についてでございます。

基本的な考え方は、各事業に必要な財産は、構成団体から無償で引き継ぎ、区分し管理いたします。構成団体からの繰出金は、従前から負担している項目を継続して繰り出すことを前提に、毎事業年度開始前までに、構成団体と協議のうえ、繰出額及び繰出時期を定めます。

資料29ページには、まとめといたしまして、1、サービスの向上、2、施設・維持管理の最適化、3、組織・管理体制の強化、4、長期的な取り組みと、4つの項目ごとに整理をしております。

資料31ページには、今後の予定についてでございます。

企業団規約の一部改正について、令和6年第3回定例会でお諮りをさせていただく予定としております。

事業計画書については、調整中のものも多くございますが、令和6年第3回定例会では報告できるよう準備を進めてまいります。

令和6年12月の企業団議会では、給水条例などの制定を、また市町の議会でも、水道事業に関する条例の改廃について御審議いただく予定とし、準備を進めてまいります。

令和7年2月の企業団議会や令和7年3月の市町の議会におきまして、令和7年度の新年度予算について御審議をいただき、準備を進め、令和7年4月1日には新たな企業団として柳井市役所内で開所できるよう進めてまいります。

以上、雑駁ではございますが、水道事業の広域化にかかる行政報告といたします。

続いて、最後でございますが、町立橘医院歯科診療における訴訟の対応等について御報告をい

たします。

町立橋医院歯科診療における歯科金属にかかる町長に対する訴訟が提訴された旨の報道が、去る令和6年2月15日にございました。

報道によりますと、訴訟の内容は、町長が事業管理者や歯科医師に3,000万円の損害金を請求するように求めるものであるとのことをございました。

しかしながら、本日現在で裁判所より訴状が届いておらず、その詳細が不明な状況でございます。訴状が届きましたら、内容を精査し適正に対処してまいる所存でございます。

以上、3件、行政報告をさせていただき、施政方針、提案理由の説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 報告第1号

#### 日程第6. 報告第2号

○議長（小田 貞利君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）と、日程第6、報告第2号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号は、令和5年度周防大島町防災行政無線再整備工事の変更契約についてであります。

令和5年度周防大島町防災行政無線再整備工事につきましては、令和5年6月7日にパナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と仮契約を締結し、令和5年第2回定例会において御議決を賜り、令和5年6月23日に本契約とし、令和6年3月28日を完成期日として工事を施工しております。

このたび、久賀庁舎にあります親局設備におきまして、既設分電盤の老朽化及び予備回路の不足に伴う分電盤の更新、自動起動発動発電機設置場所の変更に伴う据付架台の設置及びタブレット型端末による遠隔操作を可能にするためのルーター機器の追加設置により、請負代金を増額することが必要となりました。

このことから、原契約の工事請負代金2億1,890万円に495万円を増額した2億2,385万円とする請負変更契約につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年1月26日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

続きまして、報告第2号は、令和5年度 若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）の建築工事の変更契約についてであります。

令和５年度 若者定住促進住宅 明新住宅建築工事につきましては、令和５年８月２２日に白木産業株式会社と仮契約を締結し、令和５年第３回定例会において御議決を賜り、令和５年９月１日に本契約とし、工事を施工しております。

工事に際して、地業工事施工中に地中障害物があつたため、地中障害物撤去にかかる重機の追加及び固化材の追加により、請負代金を増額することが必要となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金１億４５０万円に４６万８,６００円を増額した１億４９６万８,６００円とする請負変更契約について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、令和６年２月９日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第２項の規定により御報告いたします。

○議長（小田 貞利君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

---

#### 日程第７．諮問第１号

○議長（小田 貞利君） 日程第７、諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

現人権擁護委員であります山本隆昭氏の任期が令和６年６月３０日をもって任期満了となりますことに伴う、後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、教育者として長年の経験を有しておられ、教育のみならず人権擁護に関しても深い造詣をお持ちの中原輝昌氏を推薦したいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人格、識見ともに高く、人権擁護委員に適任であると思われますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、中原輝昌氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦は、中原輝昌氏を適任とすることに決定いたしました。

---

## 日程第 8. 議案第 9 号

○議長（小田 貞利君） 日程第 8、議案第 9 号令和 5 年度周防大島町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第 9 号令和 5 年度周防大島町一般会計補正予算（第 9 号）について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から 5 億 5,618 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 160 億 5,700 万 5,000 円とするとともに、第 2 条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、各事業の事業費の確定及び精算見込みによる補正並びに財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13 ページをお願いいたします。

まずは歳入でございます。1 款町税 1 項町民税 1 目個人につきましては、申告所得の増加を要因とする普通徴収分 2 億 6,502 万 6,000 円の増額補正となっております。

2 目法人につきましては、新規事業所の参入及び金融業の業績向上により、1,647 万 9,000 円の増額補正でございます。

5 項 1 目入湯税につきましては、施設のリニューアル準備やポンプの故障等の期間の影響から、250 万円の減額補正となっております。

1 2 款分担金及び負担金 1 項分担金につきましては、長崎地区農地補助災害復旧事業の激甚災害指定により補助金が上乗せとなったことに伴います 391 万 8,000 円の減額補正でございます。

1 4 ページ、1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料につきましては、駐車場使用契約の減による減額補正でございます。

2 項手数料は、不燃ごみ搬入量の増加による衛生手数料 37 万 7,000 円の増額補正でございます。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金は、それぞれ事業の精算見込みにより、総額 476 万 5,000 円の減額となっております。

2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の精算見込みによる 4,136 万 9,000 円の減額補正。

1 5 ページ、3 目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金の交付決定に伴う

減額調整でございます。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、離島高校生修学支援費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の実績見込みによる減額のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付、マイナンバーカードへのローマ字での氏名表記等にかかる社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加計上により、総額 1 億 4, 2 2 5 万円の増額補正となっております。

2 目民生費国庫補助金は、生活困窮者就労準備支援事業及び地域生活支援事業の精算見込みによる減額補正でございます。

3 目衛生費国庫補助金は、総額 1, 8 1 1 万 5, 0 0 0 円の減額となっておりまして、出産・子育て応援事業、特定外来生物防除対策事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の精算見込みに伴う減額となっております。

6 目消防費国庫補助金は、住宅・建築物耐震改修等事業の実績見込みによる減額、8 目災害復旧費国庫補助金は、農業水産業施設の災害復旧事業が激甚災害の指定を受けたことに伴う増額補正でございます。

1 6 ページ、1 5 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金は、後期高齢者基盤安定負担金、児童手当負担金など、それぞれ事業の精算見込みによる調整となっておりまして、総額 1, 0 2 6 万 1, 0 0 0 円の減額補正となっております。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金、2 目民生費県補助金、3 目衛生費県補助金、4 目農林水産業費県補助金。

1 7 ページ、5 目商工費県補助金、6 目消防費県補助金、7 目教育費県補助金につきましては、それぞれ事業の確定若しくは精算見込みによる調整となっておりまして、農業委員会交付金補助金の 3 0 万 1, 0 0 0 円の増額を除き、減額補正でございます。

3 項県委託金 1 目総務費県委託金は、県議会議員選挙経費及び衆議院議員補欠選挙経費並びに各種統計調査事業の完了に伴う減額補正となっております。

3 目衛生費県委託金は、地域外来・検査センターの閉鎖に伴う運営事業委託金の精算となっております。

4 目農林水産業費県委託金は、県事業の換地面積及び対象農家数減に伴う水利施設等保全高度化事業換地処分事務委託金の減額補正でございます。

1 8 ページ、5 目商工費県委託金は、片添ヶ浜海浜公園指定管理料に対する電気代等高騰分として、6 9 万円の増額補正となっております。

1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金のほか、各基金の利子の調整でございます。

19ページ、18款繰入金1項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金6億188万7,000円の減額補正をはじめ、基金事業それぞれの精算見込み、対象事業における入札減等に伴う減額調整でございます。

20款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額となっております。

20ページ、4項雑入につきましては、単価上昇などによる空き缶売却代金の増収、ごみ収集袋販売や陸上競技場・総合体育館電気料の実績見込みによる減額、中山間地域等直接支払交付金事業などの過年度事業の精算に伴う一部返還金が主なものでございます。

21款町債につきましては、各事業の確定または精算見込みによる増減調整を行っております。

続きまして、22ページからの歳出でございます。主な事由について御説明をいたします。

まず、1款議会費につきましては、入札による議事録作成費の減額、町人会等の中止による減額が主なものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきまして、行政一般管理経費は、実績見込みによる会計年度任用職員経費や公用車運転業務の減額並びに郵便後納の減少による通信運搬費の減額が主なものでございます。

23ページ、契約監理一般経費につきましては、建設工事発注における週休2日制の導入に対応するため、契約・工事管理システムの改修費として委託料19万8,000円の追加計上でございます。

2目文書広報費、広報広聴事業費につきましては、町広報誌の印刷実績による印刷製本費の減額、防災行政無線施設管理事業費は、防災行政無線の再整備工事等の入札減による工事請負費等の減額補正となっております。

24ページ、3目財政管理費は、コピーパフォーマンス使用量の減少による修繕費の減額でございます。

5目財産管理費、財産管理一般経費につきましては、未利用地の測量等の事業見込みによる委託料の減額、基金管理経費につきましては、それぞれ基金の利子等の積立額の調整を行っております。

25ページ、6目企画費、離島振興事業費につきましては、実績見込みによる減額となっております。

定住対策事業につきましては、若者世帯住宅取得応援事業の実績見込みによる報償費及び補助金の減額、イベント用チラシ作成の中止による委託料の減額でございます。

26ページ、空家対策事業及び空家有効活用事業につきましては、実績見込みによる減額補正となっております。

若者定住促進住宅建設事業につきましては、明新住宅第3期分の建設にかかる入札結果による工事請負費の減額及び土地購入面積の変更に伴う減額でございます。

7目支所及び出張所費、小規模施設整備事業費、久賀支所につきましては、補助金の実績見込みによる減額。

27ページ、大島支所管理経費につきましては、大島庁舎中央監視装置及び端末装置更新などの入札結果による減額、光熱水費の年間使用見込みによる減額でございます。

東和支所管理経費につきましては、沖家室事務所窓口業務の廃止に伴う委託料の減額、橘支所管理経費は、光熱水費の年間使用見込みによる減額、道路等維持管理経費は、町道及び水路の追加的な補修を行うため、工事請負費50万円の増額補正、日良居出張所経費は、光熱水費不足見込みの増額、エレベーター点検委託料の減額となっております。

28ページ、8目電子計算費につきましては、内部情報系システム更新の契約額の確定による減額のほか、電算室空調機の不調解消のための工事請負費76万6,000円の新規計上が主な補正内容でございます。

9目地域振興費につきましては、自治会関係事業費及び自治会活動支援事業費——これは物価高騰対応でございます——における自治会振興奨励金の額の確定による減額となっております。

地域おこし協力隊経費につきましては、農林関連部門は、任用開始時期の調整による人件費の減額。

29ページの水産関連部門は、地域おこし協力隊員起業経費補助金の活用見込みがないことからの減額でございます。

10目交通安全対策費につきましては、防犯カメラ設置工事費の確定に伴う減額補正となっております。

30ページ、2項徴税費は、令和6年度税制改正において実施される個人住民税の定額減税に対応するため、住民税システムの改修費として委託料351万7,000円を新たに計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、会計年度任用職員経費の調整、コンビニ交付システム改修の仕様未確定による来年度実施や業務実績見込みによる減額補正のほか、国庫補助金を財源として、戸籍の附票の振り仮名の仮登録業務が新たに必要になったことを受け、委託料266万2,000円を追加計上しております。

31ページ、4項選挙費につきましては、県議会議員選挙経費及び32ページの衆議院議員補欠選挙経費の実績確定による減額補正でございます。

34ページ、5項統計調査費につきましては、各種統計経費の実績見込みによる減額補正となっております。



3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、低所得世帯等価格高騰重点支援給付金事業（新型コロナウイルス対策）につきましては、事業費の実績見込みによる減額とともに、国庫補助金の追加交付に伴う財源調整を行っております。

3 5 ページ、重点支援給付金事業（住民税均等割）は、住民税均等割のみの課税者のみで構成される世帯の世帯主を交付対象者として、世帯あたり 10 万円の給付金を給付する国策事業でありまして、総額 6,297 万 5,000 円を新たに計上しております。

3 6 ページ、重点支援給付金事業（こども加算）についてですが、新たな国策事業として、先述の住民税均等割の 10 万円給付金の交付世帯及び住民税非課税世帯に対し、18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円をこども加算として支給する事業といたしまして、総額 1,757 万 4,000 円の新規計上でございます。

なお、財源調整のみにつき、説明欄に掲載されておりませんが、重点支援給付金事業（こども加算）に対する国庫補助金の追加交付分について、充当処理を行っております。

2 目障害福祉費につきましては、障害者地域生活支援や介護給付費などの各障害福祉サービス関連事業の実績若しくは実績見込みによる調整となっております。

3 7 ページ、3 目老人福祉費につきましては、老人保護措置費の実績見込みの減、緊急通報システム利用台数の減による減額補正が主なものでございます。

3 8 ページ、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費につきましては、実績見込みによる子育て施設等利用給付事業の減額でございます。

2 目児童措置費、3 目母子福祉費、3 9 ページの 5 目保育所運営費につきましては、児童手当事業、私立保育所運営経費など、各事業の実績見込みによる減額でございます。

4 0 ページ、3 項生活保護費につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費補助金の交付決定に伴う財源調整となっております。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費につきましては、母子健診事業及び出産・子育て応援給付金事業につきましては、実績見込みによる委託料や給付金の減額、地域外来・検査センター設置運営事業（新型コロナウイルス対策）につきましては、事業終了による各種経費の減額補正でございます。

4 1 ページ、2 目予防費につきましては、検診事業及び予防接種事業につきましては、受診見込み者数の減に伴い委託料などの減額となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び 4 2 ページの接種対策費につきましては、国庫補助金等の精算見込みに伴う各種経費の減額でございます。

3 目環境衛生総務費につきましては、環境衛生総務一般経費は、アルゼンチンアリ殺虫剤の購入数量の減などによる減額、施設維持管理費は、光熱水費の年間見込みによる減額が主なものと

なっております。

4 3 ページ、4 目火葬場費につきましては、大島斎場及び橘斎場における光熱水費の年間見込みによる減額でございます。

2 項清掃費 2 目じん芥処理費につきましては、じん芥処理経費は、ごみ袋購入費、ごみ収集業務、水質検査費などの入札結果による減額、じん芥処理施設管理経費につきましては、光熱水費の年間見込みによる減額、焼却灰搬出量の減による委託料の減額が主なものでございます。

4 4 ページ、不燃物処理施設管理経費は、その他プラスチック等の運搬処分量の減に伴う委託料の減額でございます。

3 目し尿処理費は、し尿処理経費における情島し尿収集運搬車購入の入札結果による備品購入費の減額、し尿処理施設管理経費における光熱水費の年間見込みによる減額などがございます。

4 5 ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費につきましては、農地利用最適化推進活動実績の減などによる報酬の減額及び県補助金の財源調整となっております。

3 目農業振興費につきましては、農業振興対策一般経費は、農業部門における事業承継者支援金の実績見込みによる減額、担い手総合支援事業につきましては、交付対象者の確定に伴う減額補正でございます。

特産対策事業につきましては、各事業補助金の実績により、総額 1,637 万 1,000 円の減額となっております。

4 6 ページ、中山間地域等直接支払事業は、過年度事業分の精査結果を受け、償還金として 3 万 6,000 円を新規計上しております。

農業経営支援金事業は、肥料高騰対策緊急支援の実績見込みに伴う減額補正、水利施設等保全高度化事業は、県委託金の実績見込みの減及び換地面積・対象農家数の減による減額補正でございます。

4 目畜産業費につきましては、実績見込みに伴う畜産振興事業補助金の減額及び畜産業経営支援金の実績見込みによる減額となっております。

4 7 ページ、5 目農地費、排水施設管理事業につきましては、油宇排水機場の点検が工事施工により不要となったことによる委託料の減額、県営農業基盤整備事業につきましては、県営建設事業にかかる事業箇所及び事業費の精算見込みによる負担金の調整として、総額 8 2 1 万 9,000 円の増額補正でございます。

広域農道管理事業は、光熱水費の年間見込みによる減額、ため池等管理経費は、実施予定であった調査を県が実施したことによる委託料の皆減となっております。

多面的機能支払事業につきましては、過年度事業にかかる償還金として 1 万 2,000 円の追加計上でございます。

48ページ、2項林業費1目林業総務費につきまして、林業総務一般経費は、交付決定に伴う工事請負費の調整、有害鳥獣捕獲事業につきましては、実績見込みにより、有害鳥獣捕獲委託料の減額、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金の減額が主なものでございます。

海域保全管理事業につきましては、町が管理する国施設の燃料費を国が直接支払う形態に変更となったことに伴う燃料費の減額補正となっております。

2目林業振興費は、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度調査業務の実績見込みによる減額、チップシュレツダ購入等の入札結果による減額でございます。

49ページ、3項水産業費2目水産業振興費、水産振興対策事業につきましては、漁業経営構造改善事業補助金の精算見込み並びに承継者支援金の実績見込みによる減額補正となっております。

3目漁港管理費、漁港施設管理事業につきましては、漁港照明灯及び公衆トイレ等の光熱水費の年間見込みによる減額でございます。

6款1項商工費1目商工総務費につきましては、商工総務一般経費における公用車購入の入札結果による減額、消費者行政事業におけるパンフレットの入札結果による減額となっております。

50ページ、2目商工業振興費につきまして、商工振興事業は、承継者支援金及び事業拡大支援事業補助金の実績見込みによる減額、労働者福祉対策事業は、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる貸付金の皆減でございます。

中小企業等支援事業につきましては、物価高騰等対策支援の実績確定に伴う委託料の減額でございます。

3目観光費、体験交流型観光推進事業は、プロモーション活動の一部中止、人件費減少など、補助対象経費の減少に伴い減額補正となっております。

ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費につきましては、芝グラウンドの法面雨水対策工事に伴う実施設計業務の入札結果による委託料の減額でございます。

51ページ、総合交流ターミナル管理運営経費につきましては、道の駅における防風スクリーン設置工事等の入札結果による工事請負費の減額、サン・スポーツランド片添等管理運営経費は、指定管理者選定委員会の開催を他の施設の選定委員会と同日開催したことによる報償費の皆減となっております。

公園等管理経費は、片添ヶ浜海浜公園管理業務委託において、電気代等物価高騰分として県から受け入れる歳入額を委託先に支払うための追加計上でございます。

沖家室シーサイドキャンプ場管理運営経費は、光熱水費の年間見込みによる減額及び施設清掃を職員が実施すること等による減額補正となっております。

52ページ、7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費につきましては、入札結

果による工事請負費の減額、年間見込みによる光熱水費などの減額でございます。

2 目道路新設改良費につきましては、補助金内示の減額による調整、入札結果による委託料及び工事請負費の減額、県道大島環状線道路改良や町道真宮線拡張工事等にかかる土地購入費の精算見込みによる減額、町道戸田横見線拡張工事の進捗状況による補償金の減額となっております。

5 3 ページ、3 項河川費 1 目河川管理費につきましては、光熱水費の年間見込みによる減額でございます。

2 目河川建設費につきまして、河川整備事業は、工事請負費の精算見込みによる減額、県事業負担金は、県営建設事業の精算見込みにかかる負担金の調整でございます。

4 項港湾費につきましては、県営建設事業の精算見込みにかかる負担金の調整となっております。

5 4 ページ、6 項住宅費につきましては、光熱水費の年間見込みによる減額、新開団地住宅下水道接続工事の入札結果による減額が主なものでございます。

8 款 1 項消防費 3 目消防施設費につきましては、県実施の一般県道文珠山公園線道路改良工事の遅延により、消火栓新設工事が延期となることに伴う減額でございます。

4 目災害対策費につきましては、木造住宅耐震改修補助金、自主防災組織にかかる防災訓練補助金及び防災資機材整備補助金の実績見込みによる減額補正となっております。

5 5 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費につきまして、教育総務一般経費は、周防大島高等学校通学支援費給付金の実績見込みによる減額、基金利息の積立額の調整でございます。

廃校利用対策経費は、廃校利用に向け、旧城山小学校体育館の照明漏電の修理として 1 8 万 4, 0 0 0 円、旧安下庄中学校の駐輪場の安全対策費用として、工事請負費 3 5 万 2, 0 0 0 円を新たに計上しております。

5 6 ページ、教職員住宅管理経費は、浮島教職員住宅周辺の樹木の生い茂りが著しいことから、伐採等の費用として手数料 2 4 万 2, 0 0 0 円、工事請負費 7 7 万 4, 0 0 0 円を新規計上しております。

学校教育一般経費は、派遣指導主事負担金の減額補正、昨年度の国際交流推進事業補助金の精算に伴う償還金 2 万 3, 0 0 0 円の増額補正が主なものでございます。

特別支援教育支援事業、5 7 ページの読書活動推進事業、外国青年英語指導事業、国際交流支援事業の各事業につきましては、支援員等の勤務実績見込みにより、報酬、旅費等の減額補正でございます。

検定支援事業につきましては、受検人数が当初見込みに対し少ない実績となったため、減額補正となっております。

スクールバス管理運営経費は、運行委託の入札結果による減額でございます。

英語教育推進事業につきましては、台風接近によりイングリッシュセミナーが中止となったことに伴い、補助金の減額補正となっております。

なお、財源調整のみにつき、説明欄に掲載されておりませんが、学校教育一般経費につきまして、他の交付金対象事業の減額補正に伴い、教材費等支援補助金の財源として660万6,000円の充当処理を行っております。

58ページ、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校施設管理経費は、各小学校における新年度までの追加修繕対応として、修繕費90万2,000円、グラウンド等の整備対応として、工事請負費203万円の増額補正でございます。

小学校各種検診業務委託事業につきましては、フッ素洗口などの実績により検診業務委託料の減額補正、沖浦小学校管理運営経費につきましては、児童玄関の前のマット破損による購入経費を新たに計上しております。

2目教育振興費、要保護・準要保護児童就学援助事業は、就学援助費の実績見込みによる減額でございます。

59ページ、3項中学校費1目学校管理費につきましては、周防大島中学校体育館の緞帳設備の修理、大島中学校の校舎の雨漏り等への対応費として、修繕費88万1,000円の追加計上とともに、フッ素洗口、胃検診など検診業務委託の実績による減額補正を行っております。

2目教育振興費につきましては、就学援助費の実績見込みによる減額でございます。

60ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、二十歳の集い事業における出席者数による記念品経費の減額、生涯学習講座事業の実績による講師料及びマイクロバス運転手謝金の減額、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う感染拡大防止用品の購入経費の減額でございます。

2目公民館費につきましては、久賀公民館管理運営経費における光熱水費の減額及び免除となった防火対象物定期点検の皆減、日良居公民館管理運営経費における会計年度任用職員の勤務実績による報酬の減額となっております。

5目社会教育施設費につきましては、大島文化センターの定期清掃業務の入札結果に伴う減額補正のほか、各施設の光熱水費の年間見込みによる減額でございます。

なお、61ページ、宮本常一関連事業につきましては、外部講師ではなく学芸員による講座を行ったことによる報償費の減額となっております。

5項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、保健体育一般経費における会計年度任用職員経費の減額、62ページのサザンレク片添ビーチバレー大会事業経費の精算に伴う減額補正でございます。

2目体育施設管理費につきまして、町民グラウンド管理運営経費及び健康管理センター管理運営経費は、光熱水費の年間見込みによる減額が主なものでございます。

63ページ、海洋センター管理運営経費につきましては、休日夜間管理の実績日数に伴う会計年度任用職員経費の減額、総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、光熱水費の年間見込みによる減額、定期報告作成委託料の入札結果による減額でございます。

ウインドパーク管理運営経費につきましては、給水設備改修工事の完了に伴う減額、光熱水費の減額などでございます。

3目学校給食費につきまして、久賀学校給食センターの管理運営経費は、調理室の排水溝の修理及び給食配送車のテールゲートの不調対応として、修繕費68万5,000円を追加補正するとともに、下水道接続工事の入札結果による減額を行っております。

64ページ、橘学校給食センター管理運営経費につきましては、久賀学校給食センター同様、給食配送車のテールゲートの不調が見られることから、修繕費39万3,000円の追加補正でございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費は、令和5年6月30日からの大雨災害により被災した農道の復旧工事の完了に伴う減額補正を行うとともに、激甚災害指定に伴い、農林水産業施設災害復旧事業債の充当を皆減するなど、財源調整を行っております。

65ページ、2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、復旧工事の完了に伴う工事請負費の減額及び財源調整を行うものでございます。

2目河川災害復旧費につきましては、応急工事の完了による工事請負費の減額でございます。

66ページ、11款1項公債費1目元金は、実績見込みによる長期借入金元金27万1,000円の増額でございます。

2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子226万3,000円の減額となっております。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整として、総額1,996万9,000円の減額補正でございます。

以上が歳入歳出補正予算の概要でございます。

続きまして、8ページにお戻りいただきたいと思います。

8ページは、地方債の補正についてでございます。

河川債、港湾債、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

また、農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、対象事業の激甚災害指定に伴いまして廃止するものでございます。

以上が令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第 9 号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（3 番 白鳥 法子君） 御説明の中で、2 点ほど確認したいところがありましたので質問させていただきます。

1 つ目は、ページで言いますと 2 5 ページです。

企画費の中の定住対策事業、こちらの報償費が 4 0 0 万円ほど減額となっております。こちらの減額理由を私が聞き逃したのかもしれないんですが詳しく教えていただけたらと思います。

もう 1 点が 5 5 ページです。

教育費の中で廃校利用対策経費、こちらの旧城山小学校の体育館の修繕があったかと思います。こちらは一昨年に廃校になって、今年度公募がされて、結局、今のところ活用事業者は決まっておられないというふうに理解しておりますが、なぜ今のタイミングで修繕が必要になったのか教えてください。

以上 2 点です。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員からの定住対策事業についての報償費が 4 0 0 万円減額の原因という御質問だったと思います。

その理由につきましては、新築の場合と中古住宅を購入するときに商品券と支援金ということで当初予算にあげておりましたが、その事業に対する申込みが少なかったということでございます。

実績については、新築については 2 件、中古住宅は 2 件、そのうちの子育て世帯が 4 世帯ということでございましたので、当初予算にあげておった分から実績を引いた残りを減額とさせていただいております。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 廃校利用対策経費の修繕費、旧城山小学校の修繕でございますが、廃校施設の維持管理については教育委員会で行っているわけなんです、先般、電気保安協会に

よる点検で、体育館の照明器具が経年劣化のために絶縁不良を起こしていると、要するに不適合の点検報告がございましたので、それに伴いまして、急遽修繕するということで予算要求をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ、35ページの重点支援給付金事業について、今後のスケジュール等も含めて、少し内容について御説明をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございます。

今後の予定でございますが、まずシステム改修、こちらが必要になってまいります。その後に準備ができ次第、できるだけ早く実施したいと考えております。

ただし、時期的なものもありますので、繰り越しということもあり得ると思います。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 時期的なものもあるというところが知りたいんですが、今からシステム改修をして、システム改修にどれぐらいかかって、それで実際に給付の申請を受け付けるんだと思いますが、その辺の手續、従前どおりであれば従前どおりでいいんですが、確認書を送ってまた出してもらって給付するというようなところをちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございます。

もう、時期的に3月でございますので、基本的にシステム改修も令和6年3月まででやるのはちょっと難しいというふうに考えております。

よって、繰越し手續を取らせていただいて、新年度4月以降の交付になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これ、ほかの自治体のを見ているんですが、町で交付する場合、時期は大体イメージとして分かりましたけれど、実際に交付をはじめる時期、前回の非課税世帯の分は、はじまってからホームページにも周知されたんですが、広報でしたか。ホームページもありますので、事前に情報というのは分かりやすい形で出していただきたいなと思うんですが、その辺の御対応の予定は、例えば、繰り越しは言いにくいかもしれませんが、例えば交付がはじまる前にそういった周知をホームページですとか、そういった予定は、これまでの反省と



いうんですか、その辺も踏まえてどういうふうに対応されるのか。その辺もお聞かせいただいた  
らと思います。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問でございます。

先ほど、流れを説明していなかったんですが、以前の交付金と同様に、やはり確認書を送付い  
たしまして、それで交付するのが主になろうかと考えております。

それからもう1つ、周知の方法についてでございますが、ホームページそれから町の広報紙へ  
掲載をする予定としております。また、総合支所、出張所等の窓口リーフレットを常備して、  
申請の啓発を行いたいと考えております。

また、今、田中議員が言われた事前のホームページへの周知でございますが、こちらのほうは  
検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

---

#### 日程第9．議案第10号

#### 日程第10．議案第11号

#### 日程第11．議案第12号

#### 日程第12．議案第13号

○議長（小田 貞利君） 日程第9、議案第10号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会  
計補正予算（第3号）から、日程第12、議案第13号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計  
補正予算（第3号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） それでは、議案第10号から議案第12号の補足説明をいたし  
ます。

議案第10号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、  
補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、普通交付金、特別交付金の増額、国民健康保険基金利子の減  
額によるものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者分の保険給付費、国民健康保険基金積立金、病院事業特別

会計繰出金の増額、徴税費、特定健康診査等事業費、保健事業総務経費、保険給付費等交付金償還金の減額によるものでございます。

それでは、補正予算つづりの67ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,719万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,092万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

75ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、一般被保険者にかかる療養給付費・高額療養費の所要見込額の増に伴い、普通交付金を4,320万円、国保診療施設・設備整備分の交付申請額の確定により、特別交付金を400万1,000円増額するものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の減額でございます。

76ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費は、事務経費を10万7,000円減額いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、1月分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から、所要額の不足が見込まれるため3,600万円増額、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、同様の理由から720万円を増額補正するものでございます。

77ページをお願いいたします。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、受診見込者数等の減に伴い624万円減額いたします。

2項1目保健事業費は、受診見込者数等の減に伴い1,220万8,000円減額いたします。

78ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、財源調整等のため2,155万2,000円増額いたします。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目保険給付費等交付金償還金は、300万円を減額いたします。

79ページをお願いいたします。

2項他会計繰出金1目病院事業特別会計繰出金は、特別交付金の申請額確定に伴い400万1,000円を増額するものでございます。

以上が令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 11 号令和 5 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、後期高齢者医療保険料、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

補正予算つづりの 81 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,089 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,789 万 7,000 円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明いたします。

89 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料は、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みにより、526 万 5,000 円を減額し、2 目普通徴収保険料は、317 万 8,000 円を減額するものでございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、県広域連合共通経費負担金 440 万円を減額し、2 目保険基盤安定繰入金は、県広域連合の実績見込みにより 805 万 1,000 円減額するものでございます。

90 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金 440 万円、保険基盤安定負担金 805 万 1,000 円、後期高齢者医療保険料 844 万 3,000 円をそれぞれ減額し、合計で 2,089 万 4,000 円を減額するものでございます。

以上が令和 5 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 12 号令和 5 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの 91 ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第 1 条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から 1 億 3,594 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 34 億 2,540 万 6,000 円とするものでございます。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の 101 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みにより減額補正いたします。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金、2 目地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより減額補正いたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は 1 9 5 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

4 目介護保険保険者努力支援交付金は 2 8 9 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

1 0 2 ページをお願いいたします。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金、2 目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は、実績見込みにより減額補正いたします。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

1 0 3 ページをお願いいたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目介護給付費繰入金、2 目地域支援事業繰入金、4 目その他一般会計繰入金は、実績見込みにより減額補正いたします。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の実績見込みにより減額補正いたします。

9 款財産収入は、基金利子の増額に伴い、増額補正いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

1 0 4 ページをお願いいたします。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費は、印刷製本費を減額補正いたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みにより減額補正いたします。

1 0 5 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 1 目サービス諸費 1 目介護サービス等給付費は、実績見込みにより 9, 9 3 4 万 3, 0 0 0 円を減額補正いたします。

2 目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより減額補正いたします。

1 0 6 ページをお願いいたします。

2 項その他諸費 1 目審査支払手数料は、実績見込みにより減額補正いたします。

3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費は、実績見込みにより増額補正いたします。

2 目高額介護予防サービス費は、実績見込みにより減額補正いたします。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費は、実績見込みにより増額補正いたします。

1 0 7 ページをお願いいたします。

2 目高額医療合算介護予防サービス費は、実績見込みにより増額補正いたします。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費は、実績見込みにより 1,597 万円を減額補正いたします。

2 目、特定入所者介護予防サービス費は、実績見込みにより減額補正いたします。

108 ページをお願いいたします。

3 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金は、基金利子でございます。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みにより減額補正いたします。

109 ページをお願いいたします。

3 項包括支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費及び 7 目認知症総合支援事業費は、いずれも会計年度任用職員の応募がなかったため、減額補正いたします。

以上が令和 5 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

以上で、議案第 10 号から第 12 号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第 13 号令和 5 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの 111 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から 240 万 6,000 円を減額し、予算の総額を 9,365 万 1,000 円とするものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、燃料費及び修繕費の減額調整並びに財源調整でございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

119 ページをお願いいたします。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を 240 万 6,000 円減額し、財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

120 ページ、1 款事業費 1 項事務費 1 目総務費、総務一般経費の公課費につきましては、消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う減額となっております。

1 款 2 項事業費 1 目前島航路運航費、2 目情島航路運航費及び 3 目浮島航路運航費につきましては、実績見込みによる燃料費及び修繕費の減額となっております。

121 ページ、2 款 1 項公債費 2 目利子につきましては、償還利息の実績見込みによる減額と

なっております。

以上が令和５年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第３号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第１０号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第１１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第１２号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第１３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第１０号令和５年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）から、議案第１３号令和５年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第３号）までの質疑を終了いたします。

討論・採決は、次の本会議といたします。

---

### 日程第１３．議案第１４号

○議長（小田 貞利君） 日程第１３、議案第１４号令和５年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第１４号令和５年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第５号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、既定の支出額から257万9,000円減額し、8億2,769万1,000円とするものです。

概要につきまして御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出では、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費及び3目総係費において、人事異動に伴う賞与等引当金繰入額をそれぞれ減額するとともに、2目配水及び給水費の12節、備用品費において、量水器購入の際の入札実績に伴う余剰金を減額しております。

1ページに返っていただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、人件費の補正に伴い減額をするものであります。

なお、3ページ以降には付属資料を添付しております。

以上が議案第14号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

---

#### 日程第14、議案第15号

○議長（小田 貞利君） 日程第14、議案第15号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第15号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をいたします。

この予算は、橘医院の病床削減、新型コロナウイルス感染症に関する補助金及び特別交付税の確定、その他事業費の確定により補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、橘医院の無床診療所への転換に伴い、休床としておりました19床を削減いたします。

東和病院の入院患者数は、新型コロナウイルス感染症患者に対応するため確保した病床の空床分として389人減じております。あわせて、1日平均患者数も補正しております。

(9)の主要な建設改良事業について、それぞれの事業費の確定により、病院改築工事については、2ページをお開きください。143万6,000円減額補正し、2,629万2,000円。医療機械器具及び備品購入については486万8,000円を減額補正し、8,284万6,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、業務の予定量の減少に伴う診療収入は減少しましたが、特別交付税の確定と橘医院の病床削減による病床機能再編支援事業単独支援給付金の増加や、令和5年9月末までの新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金の確定等による補助金収入の増加、過年度奨学金返納等による特別利益により、3ページを開きください。収入合計では、5,781万4,000円増額補正し、51億7,210万6,000円としております。

支出につきましては、業務の予定量の減少に伴う材料費の減少により、支出合計で123万9,000円減額補正し、50億9,220万8,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は建設改良費の入札による事業費減少に伴う企業債の減額、機械備品整備に対する国民健康保険保険給付費等交付金の交付額確定、基金の取り崩しにより、4ページをご覧ください。合計で4億9,221万4,000円増額補正し、5億9,231万4,000円としております。

資本的支出につきましては、先ほど収入でも触れましたとおり、入札による建設改良費の減少により、合計で630万4,000円減額補正し、8億6,952万3,000円としております。

5ページをご覧ください。

第5条の企業債につきまして、建設改良費の事業費減少により1,190万円減額補正し、合計8,820万円としております。

第6条の他会計からの補助金について、特別交付税の確定、国民健康保険保険給付費等交付金の確定により、合計で1,885万4,000円を増額補正し、13億4,367万2,000円としております。

第7条のたな卸資産購入限度額につきまして、業務の予定量に基づき算出し、合計で209万2,000円減額補正し、7億6,107万6,000円としております。

付属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が議案第15号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議案第15号、質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

---

日程第 15. 議案第 16 号

日程第 16. 議案第 17 号

日程第 17. 議案第 18 号

日程第 18. 議案第 19 号

○議長（小田 貞利君） 日程第 15、議案第 16 号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正についてから、日程第 18、議案第 19 号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの 4 議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 16 号から議案第 19 号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 16 号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正についてであります。

周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金につきましては、子育てしやすい環境づくりの推進に資するため、町内の中学 3 年生の年齢までの子供の医療費の無料化を図るちびっ子医療費助成事業及び中学生医療費助成事業に活用するため、再編交付金を財源に設置されているものでございます。

本議案は、令和 6 年 10 月からの実施を目指しております。

高校生等医療費助成事業について、本基金を活用しようとするための条例改正となっております。

内容については、基金を充当できる事業について、第 1 条において、中学生医療費助成事業の次に並びに高校生等医療費助成事業を加えるものであります。

また、附則において、施行期日を公布の日から施行することとしております。

以上が、議案第 16 号の補足説明であります。

次に、議案第 17 号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

このたびの改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして御説明いたします。

まず、25条においては、保育所保育指針の策定権限者の変更に伴い、改めるものであります。

次に、第29条、第31条、第44条及び第47条においては、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略においての職員配置基準についての改正に伴い、保育所等における3歳児及び4歳児以上の配置基準を改めるものであります。

以上が、議案第17号の補足説明であります。

続いて、議案第18号周防大島町三蒲児童の館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

このたびの改正は、現在、東和小学校敷地内に建築中の放課後児童クラブ施設の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるにあたり、現行の単独施設から変更しようとするものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして御説明をいたします。

まず、題名においては、現行の条例に新たな放課後児童クラブ施設を加えることにより、単独施設から周防大島町児童クラブに改めるものであります。

次に、第3条においては、新たな放課後児童クラブ施設を追加するものでございます。

第4条から第9条までにおいては、三蒲児童の館から周防大島町児童クラブに改めるものであります。

以上が、議案第18号の補足説明であります。

続いて、議案第19号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

このたびの改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして御説明いたします。

まず、第15条においては、引用する運営基準の項ずれを改めるものであります。

同じく、第15条及び第44条においては、保育所保育指針の策定権限者の変更に伴いまして改めるものであります。

次に、第23条では、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、インターネットを利用したの公衆閲覧も可能とするものであります。

第54条では、記録の交付について媒体の種類を示さない形にするものであります。

以上で、議案第16号から議案第19号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第16号、質疑はありませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 議案第16号ちびっ子医療費助成事業ということで、今回、高校生の医療費を無料化するという事で大変結構なことだと思っております。

ただ、高校生というところの、どこまでが対象になるのかということであります。

まず、町内にお住まいの方で、子供さんが町内の高校、周防大島高等学校ですけれども、そこへ通っておられる。これは多分、当然対象になるのだろーと思ひます。

しかしながら、町外の、島外の高校に通っておられる方もいらっしゃるし、あるいは寮へ入るとか下宿するとか、高校生で住まいが町外の子供さんもいらっしゃると思ひます。そういった方々は、どこまでがこの無料化の対象になるのかということが1点です。

それから、高校以外の学校があります。例えば高等専門学校とかいろいろと、高校ではない学校もあります。そういった子供は対象になるのか。

それからもう1点、高校生等という言い方になっております。この高校生等というのはどこまでが対象になるのか、現在、分かっているところで構いませんので教えてください。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

資料を今あまり持ってきていなかったので大変申し訳ございません。今の御質問でございますが、高校生等ということで、18歳まで一応対象になるというふうに考えております。それから、町内に親がおって町外に行かれる場合、それについても、国民健康保険加入者については対象になります。一応そのように設定をしております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 18歳未満という年齢で区切る、これは私はいいいことだと思ひます。やっぱり学校に行っている方もいらっしゃるし、それから、いろんな事情があつて行けない方もいらっしゃる。今は行かないけれども、また機会があれば行きたいという方もいらっしゃる。そういった方に広く対応できるような、そういう制度であつてほしいと思ひております。

もう1つ重ねての質問ですけれども、今の答弁の中で、島外の高校に行っている方というお話がございました。例えば先ほど申しました高等専門学校であるとか、そういった別の学校に、高校ではない学校に行っている方です。その方に対しては対象になるのでしょうか、教えてください。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

町外であっても、周防大島町の国民健康保険に加入しておれば対象になります。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（５番 山根 耕治君） ありがとうございます。これは、条例は条例ですからこの形で進めてもらうとして、運用のところはしっかりと決めていただいて、人によって運用が違うとか、そういうことがないようにしっかりと見ていただきたいと思います。年齢であるとか、先ほど言われた国民健康保険の加入者であるとか、そういった条件をどこかでしっかりと示していただければと思っております。

私からは、以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） この条例の名前について違和感があるんですけど、ちびっ子医療費助成事業、高校生はちびっ子ではないんですけども、ちびっ子とはグーグルで調べてみますと、年の若い者、子供とあります。この後に出てくる議案第１８号は条例のタイトルの変更等もあったんですけども、ここについても、そういう議論が内部であってもよかったんじゃないかなと思うんですが、そこはなかったんでしょうか。ちなみに中学生もちびっ子ではないんです。この中学生が含まれたときに言うべきものだったのかもしれませんが、そういった議論は行われなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 吉村議員から、名称に違和感を感じないのかという御質問であったかと思います。

この名称につきましても、この財源として米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用した事業となります。事前にやはりその事業について防衛局との協議が必要になってきておりましたので、昨年度からいろいろ協議を進めていくうえで、やはりこの従来ある名称でその中に入れていくということで決定をしておりますので、名称としてはこのまま行きたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） 名称についてはこのまま行きたいと総務部長が言われるのであれば、それでいいんですけども、ここにおける人間だけが分かるんです。高校生の医療が無償化になり、このちびっ子医療費助成事業の中に含まれているというのは分かるんですけども、後に改選があり、例えば高校生の医療がどうなっているのかを調べようとしたときに調べようがないんです。条例例規集で５０音順で、ちのところを調べたらちびっ子医療費助成事業が出てくるんですけども、高校生のことを調べようと思ったらどうやって調べたらいいか分からないとい

うこともありますので、これからまた考えていただければと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 名称については、やはりこの名称で行くのであれば、しっかりと皆様に分かっていただけるような周知の方法といたしますか、そういったことはしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第18号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほど名称の話が出ましたけれど、この議案について条例なんです、名称が周防大島町児童クラブの設置及び管理運営に関する条例ということになりますけれど、細かいというか、こだわるわけじゃないんですけど、この施設の設置管理条例なんで、児童クラブの設置管理条例というよりは、児童クラブ施設の設置管理条例と言うほうが、さっきも違和感の話が出ましたけれど、違和感がないんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、条例の名称として、特に問題はないというか、検討の余地はないとお考えなんですか。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございます。

これ元々1つの児童クラブの条例であったわけなんです、今の東和児童クラブについても別に作るという考えももちろんあったんですが、一緒にして、名称については両方の児童クラブが使えるようにということで名称を変更させていただいて、今、御質問がございました名前でやっていこうと検討いたしました。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が申し上げているのは、児童クラブというその名称自体、団体とかそういう活動の名称に受け止められるんです。今2つあるのを1つにしたからということなのであれば、別に三蒲児童の館のほうを採用してもいいんじゃないかなと思うんですけど、三蒲を入れるか入れないかは別にして、公民館条例もそうです。公民館条例としてあって、いろんな公民館の名称が中で明記してあるということなので、これで駄目というわけじゃないが、どうもこの名称として、その団体の条例というイメージがあるので、設置管理条例であれば、それに

ふさわしい名称が必要なんじゃないかなと思うんですけど、その辺は何か理由があるんなら、それを説明してください。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございます。

元が三蒲児童の館ということで、今回はこれでないのかというお話なんです、元々が東和児童クラブから来ておりますので、児童クラブという名前を使うことについては、特に問題がないのかなとは思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この周防大島町児童クラブという条例の名称にするということは、もちろん議会で最終的には決めるんですけど、この議案を決められたのは、誰がどういうプロセスで決められたのか、そこを御答弁ください。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございます。

今回の条例につきましては、はじめに担当課、これは福祉課でございますが、そちらで起案をいたしまして、それから、条例の担当課でございます総務課とも協議をいたしまして、最終的に決定をいたしました。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第19号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議案第19号の中で、改正の内容にもございますが、施設の重要事項を一般の方々に見てもらう方法として、これまでは書面掲示だけでしたが、それに加えてインターネットを利用しても公衆の閲覧に供するようにするという事なんです、これは、それぞれの保育所などがホームページなどのインターネットで重要事項を公表するという事なのかなと思うんですが、現在町内の保育所は、皆ホームページというかインターネットで、そういったものを公表する準備ができていうか、ホームページをそれぞれ持っておられるのかどうか。また持っていない場合はどのようにネット上に出すのか、もう日にちもそんなにないかなと思うんですが、準備していることがあれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の御質問でございます。今後インターネット等での掲

示ということ、それに対しての準備等はどうかというお話でございます。

こちらについては、今現在確認を取っている状態でございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 現在確認を取っているところということですが、令和6年3月頭ですが、確認を取ったうえで、ホームページなどを持っていないというところがあると思うんですが、それについてはどのように対応して、令和6年4月1日からの施行に間に合わせるのか教えてください。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の御質問でございます。今現在、ネット環境がないところや、そういう掲示ができないところの対応はどうするのかというお話でございます。

これは、それぞれの施設等の状況を確認しながら、仮に何か支援が町として必要であれば、それはまた考えていかなくちゃいけないのかなと思っています。具体的に今すぐこの場では回答ができないんですが、今はとにかく現状を確認しているところでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第16号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正についてから、議案第19号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時02分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

-----・-----・-----

日程第19．議案第20号

日程第20．議案第21号

日程第21．議案第22号

日程第22．議案第23号

### 日程第 2 3、議案第 2 4 号

○議長（小田 貞利君） 日程第 1 9、議案第 2 0 号周防大島町介護保険条例の一部改正についてから、日程第 2 3、議案第 2 4 号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 2 0 号から議案第 2 4 号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 2 0 号周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、第 9 期介護保険事業計画に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者保険料率の改定に伴い、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであり、また、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、関係条例の所要の改正を行おうとするものであります。

なお、このたびの介護保険料率の改正は、令和 5 年度末で、町の介護給付費準備基金残高が 2 億 7,000 万円程度見込まれること、認定者数が減少傾向であること、介護報酬が令和 6 年度から全体で 1.59%引き上げられること等を総合的に勘案し、基準額を月額 5,550 円から 5,650 円に改定するもので、率にして 1.8%の増としております。

また、介護保険法施行令の改正により、介護保険料の段階が 9 段階から 13 段階に増え、それに伴いまして介護保険料率の改定を行います。

それでは、25 ページの新旧対照表及び別紙の第 8 期と第 9 期の介護保険料比較の資料に基づいて御説明いたします。

第 4 条第 1 項は、保険料率について規定したものであります。現行の令和 3 年度から令和 5 年度までとあるものを、令和 6 年度から令和 8 年度までと改正するものであり、第 1 号から第 13 号までの各号では、それぞれの所得段階に応じた保険料の額を定めております。

第 1 号は、保険料区分の第 1 段階として、生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者、また、世帯全員が町民税非課税で本人の年金収入等が 80 万円以下の方について定めたもので、現行の 3 万 3,300 円を 3 万 8 40 円に改正するもので、基準額の 6 万 7,800 円に 0.455 を乗じたものになります。

なお、第 4 条第 2 項の規定に基づき、第 1 段階の保険料は、令和 6 年度から令和 8 年度までは、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を行い、保険料率を 0.455 から 0.285 とすることとし、1 万 9,323 円となります。



第2号は、第2段階として、世帯全員が町民税非課税で本人の年金収入等が80万円を超え、120万円以下の方について定めたもので、4万9,950円を4万6,440円に改正するもので、基準額に対する割合は0.685となります。

なお、第4条第3項の規定に基づき、第2段階の保険料は、令和6年度から令和8年度までは、保険料率を0.685から0.485とすることとし、3万2,883円となります。

第3号は、第3段階として、世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入等が120万円を超える方について定めたもので、4万9,950円を4万6,440円に改正するもので、基準額に対する割合は0.69となります。

なお、第4条第4項の規定に基づき、第3段階の保険料は、令和6年度から令和8年度までは、保険料率を0.69から0.685とすることとし、4万6,443円となります。

第4号は、第4段階として、町民税本人非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方の場合について定めたもので、5万9,940円を6万1,020円に改正するもので、基準額に対する割合は0.90となります。

第5号は、第5段階として、本人が非課税者で、本人の年金収入等が80万円を超える方の場合について定めたもので、6万6,600円を6万7,800円に改正するもので、基準額に対する割合は1.00で、月額5,650円となり、この額が基準額となります。

第6号は、第6段階として、町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方について定めたもので、7万9,920円を8万1,360円に改正するもので、基準額に対する割合は1.20であります。

第7号は、第7段階として、町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方について定めたもので、8万6,580円を8万8,140円に改正するもので、基準額に対する割合は1.30であります。

第8号は、第8段階として、町民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方について定めたもので、9万9,900円を10万1,700円に改正するもので、基準額に対する割合は1.50であります。

第9号から第13号までは、介護保険法施行令の改正に基づき、第10段階から第13段階までが新たに設けられたことによる改正でございます。

なお、各階層の基準所得金額については、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険法施行規則の一部改正により施行いたします。

第9号は、第9段階として、町民税課税者で、合計所得金額が320万円以上で、新たに420万円未満の上限を設け、11万3,220円を11万5,260円に改正するもので、基準額に対する割合は1.70であります。

第10号は、第10段階として、町民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方について、12万8,820円とするもので、基準額に対する割合は1.90であります。

第11号は、第11段階として、町民税課税者で、合計所得額が520万円以上620万円未満の方について、14万2,380円とするもので、基準額に対する割合は2.10であります。

第12号は、第12段階として、町民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方について、15万5,940円とするもので、基準額に対する割合は2.30であります。

第13号は、第13段階として、町民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の方について、16万2,720円とするもので、基準額に対する割合は2.40であります。

第4条第2項の規定は、先ほど御説明いたしましたとおり、消費税を活用した低所得者の介護保険料の軽減強化として、第1段階の保険料3万840円を1万9,323円に改めるものであります。

第4条第3項の規定は、第2段階の保険料4万6,440円を3万2,883円に改めるものであります。

第4条第4項の規定は、第3段階の保険料4万6,780円を4万6,443円に改めるものであります。

第6条は、介護保険法施行令の改正によりまして、新たに第10段階から第13段階の保険料率の区分が設けられたことに伴い、必要な字句の整理を行うものであります。

なお、本条例の改正に際しましては、周防大島町介護保険運営審議会及び周防大島町高齢者保健福祉推進会議の承認を得ていることを申し上げまして、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号において共通の説明となりますが、国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を受けまして、3年に1度定期的な介護保険制度の見直しを実施しており、今回の第9期の改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保など多くの改正が行われます。

それでは、議案第21号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、補足説明をいたします。

指定居宅介護支援等の運営基準等につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として、市町村条例で定めることとされております。

冒頭に御説明をいたしましたが、これを踏まえ、国は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を施行し、厚生労働省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正され、令和6年4月1日付で施行されることとなつ

ております。これを受け、本町の条例についても一部改正を行うものであります。

それでは、改正する条文について御説明をいたします。

まず、第5条では、指定居宅介護支援事業所ごとに1人以上の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準についての算出根拠を改めるため、第2項を改正し、新たに第3項を加えております。

第6条第3項第2号は、管理者の兼務範囲を明確にし、要件を緩和するものであります。

第7条第2項及び新設の第3項では、サービス提供開始に際しての利用者またはその家族に対する居宅サービス計画に位置付けられたサービスの同一事業所の割合の説明及び同意について規制を緩和するものであります。

第4項から第9項までは、第3項を新設したことに伴いまして、必要な字句の整理を行うものであり、うち第5項第2号は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による字句の整理を行うものであります。

第16条新設の第2号の2及び第2号の3は、居宅介護支援の提供にあたっての身体的拘束等の適正化を図るための措置について規定するものであります。

第13号の2は、必要な字句の整理を行うものであります。

第14号は、利用者のモニタリングに際して居宅訪問のみでなく、テレビ電話装置等を活用しての面接にて行うことができるよう、要件を緩和するものであります。

第26号は、指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになることによる字句の整理を行うものであります。

第25条第3号は、指定居宅介護支援事業者による重要事項のウェブサイト掲載を義務付けることを新たに規定するものであり、同条第1項及び第2項の改正は、これに伴う字句の整理を行うものであります。

第32条第2項、新設の第3号は、第16条第2号の3にて、新たに規定した身体的拘束等に関する記録を整備保存する義務について規定するものであります。

第4号から第6号までは、これに伴う字句の整理を行うものであります。

第33条は、第7条第5項第2号と同様、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による字句の整理を行うものであります。

附則第2項は、必要な字句の整理を行うものであります。また、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第2項において、経過措置として、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業者による重要事項のウェブサイト掲載を義務付ける規定は適用しないとしております。

以上が、議案第21号の補足説明であります。

続いて、議案第２２号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定介護予防支援等の運営基準等につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として、市町村条例で定めることとされております。

議案第２１号で説明したとおり、これを踏まえ、国は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を施行し、厚生労働省令である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、令和６年４月１日付で施行されることとなっております。これを受けまして、本町の条例についても一部改正を行うものであります。

それでは、改正する条文について御説明いたします。

まず、第５条は、指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになることに伴いまして、第１項で地域包括支援センター、新設の第２項で介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者の従業員の員数を規定するものであります。

第６条第１項及び第２項は、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになることに伴いまして、必要な字句の整理を行うものであります。

新設の第３項及び第４項は、介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所の管理者の規定を定めるものであります。

第７条第２項は、字句の整理を行うものであり、第３項は、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになることに伴い、必要な字句の整理を行うものであります。

第４項第２号は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による字句の整理を行うものであります。

第１３条、新設の第２項及び第３項は、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、サービスを提供する際の利用料等の受領について規定するものであります。

第１４条は、前条の改正に伴う必要な字句の整理を行うものであります。

第１５条は、必要な字句の整理を行うものであります。

第２４条、新設の第３項は、指定介護予防支援事業者による重要事項のウェブサイト掲載を義務づけることを規定するものであり、同条第１項及び第２項の改正は、これに伴う字句の整理を行うものであります。

第３１条第２項第２号エは、必要な字句の整理を行うものであります。

新設の第３号は、第３３条第２項の３にて、新たに規定する身体的拘束等に関する記録を整備

保存する義務について規定するものであります。

第4号から第6号までは、これに伴う字句の整理を行うものであります。

第33条、新設の第2号の2及び第2号の3は、指定介護予防支援の提供にあたっての身体的拘束等の適正化を図るための措置について規定するものであります。

第16号のアからオは、利用者のモニタリングに際して、居宅訪問のみでなく、テレビ電話装置等を活用しての面接にて行うことができるよう、新たに規定するものであります。

新設の第29号は、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、町長の求めに応じて情報を提供する義務があることを規定するものであります。

第36条の改正は、第7条第4項第2号と同様、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による字句の整理を行うものであります。

また、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第2項において、経過措置として、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、指定介護予防支援事業者による重要事項のウェブサイト掲載を義務付ける規定は適用しないとしております。

以上が、議案第22号の補足説明であります。

続いて、議案第23号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

指定地域密着型サービスの運営基準につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として、市町村条例で定めることとされております。

議案第21号で説明したとおり、これを踏まえ、国は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を施行し、厚生労働省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、令和6年4月1日付で施行されることとなっております。これを受けまして、本町の条例につきましても一部改正を行うものであります。

それでは、改正する条文について御説明をいたします。

第7条、第15条、第17条の4、第17条の11、第20条、第23条、第28条、第36条、第43条、第53条及び第63条は、当該事業者における管理者の兼務範囲を明確にし、要件を緩和するものであります。

第29条は、必要な字句の整理を行うものであります。

第31条は、指定小規模多機能型居宅介護事業者における身体的拘束等の適正化を図るための措置について第3項を新設し、規定するものであります。

また、附則において、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上が、議案第２３号の補足説明であります。

続いて、議案第２４号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、補足説明をいたします。

指定地域密着型介護予防サービスの運営基準につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として、市町村条例で定めることとされております。

議案第２１号で御説明をいたしましたとおり、これを踏まえ、国は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を施行し、厚生労働省令である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、令和６年４月１日付で施行されることとなっております。これを受けまして、本町の条例につきましても一部改正を行うものであります。

それでは、改正する条文について御説明をいたします。

第７条、第１０条、第１８条、第２６条は、当該事業者における管理者の兼務範囲を明確にし、要件を緩和するものであります。

第９条は、必要な字句の整理を行うものであります。

第２１条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における身体的拘束等の適正を図るための措置について、第３項を新設し、規定するものであります。

また、附則において、この条例は、令和６年４月１日から施行するものとしております。

以上で、議案第２０号から議案第２４号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第２０号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 大まかな話でいいんですけど、今回のこの改正で、第１号から第３号までは減額になるけれど、第４号以降は１,０００円から２,０００円増額ということで、この介護保険事業会計にどれぐらい影響があるのか。比率でもいいですし、金額が分かれば大体の金額、どれぐらいの影響があるのか、そこを教えてくださいと思います。

この資料にあるような表が、ほかの自治体ではホームページとかに掲載されているが、本町のホームページには掲載されていないようなので、この辺も情報提供が必要なんじゃないか、その辺についての御対応を御答弁ください。

○議長（小田 貞利君） 神戸介護保険課長。

○介護保険課長（神戸 和雅君） ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

まず介護保険料の総額の見込みですが、今回の改正で、令和６年度の介護保険料の収入の見込みは、４億２，２９０万円程度を見込んでおります。

それから、ホームページなどで公表しないのかということですが、介護保険計画が変わるたびに、町では介護保険制度に関する冊子を作成しております。その作成を令和６年度でも新しく印刷しまして、各戸に配布する予定としております。ホームページにも、やはり上げたほうがよろしいかと思しますので、そちらも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第２１号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（３番 白鳥 法子君） 議案第２１号の中でも、やはり施設の重要事項をウェブサイトに掲載することについて規定が加わるということでした。こちらは、１年間の経過措置があると御説明もありましたが、議案第２１号で言う指定居宅介護支援事業所が、町内にどのくらいあって、どのくらいホームページというかウェブサイトを持っておられるのか把握されていたら教えていただきたいのと、先ほどはインターネット上でと保育園のほうはあったのですが、こちらはウェブサイトでということは、それぞれの施設がウェブサイトを持たなければならないということになるのか、その辺りも分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 神戸介護保険課長。

○介護保険課長（神戸 和雅君） 白鳥議員の御質問にお答えします。

まず、指定居宅介護支援事業所の数は１２施設と記憶しております。すみません、ちょっと確かな数字ではないんですけども、そのように記憶しております。

どれだけの施設がホームページを持っているかというところは把握しておりません。

来年度中にホームページを立ち上げていただかなければいけないということになりますので、その辺の支援、財政的な支援はできないと思いますが、人的な支援、指導とかそういったことには力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第２２号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 23 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 24 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第 20 号周防大島町介護保険条例の一部改正についてから、議案第 24 号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第 24. 議案第 25 号

#### 日程第 25. 議案第 26 号

○議長（小田 貞利君） 日程第 24、議案第 25 号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正についてと、日程第 25、議案第 26 号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての 2 議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 25 号及び議案第 26 号について、一括して補足説明をいたします。

本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が可決成立し、水道行政にかかる権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることを受け、水道法の一部改正により、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その概要は、周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましては、本条例第 4 条の条文中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

あわせて、周防大島町水道事業給水条例につきましては、本条例第 5 条及び第 38 条第 2 項の条文中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。



附則として、施行期日を令和6年4月1日としております。

以上が、議案第25号の補足説明であります。

次に、議案第26号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

議案つづりの61ページをご覧くださいと思います。

本議案は、国が示す公立病院経営強化ガイドラインに基づき、将来にわたって持続可能な医療提供体制を確保するため策定する周防大島町病院事業経営強化プランに基づき、所要の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、周防大島町病院事業等の設置等に関する条例、別表の周防大島町立東和病院の病床数を一般病床45床、療養病床54床から、一般病床39床、療養病床60床に、周防大島町立橘医院の病床数を一般病床19床から、なしに改めるものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとし、別表周防大島町立東和病院の項の改正規定につきましては、令和6年4月1日からとしております。

以上が、議案第25号及び第26号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第26号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 橘医院の病床をなしにするという議案なんですが、これ何年前でしたか、休床にするということでそのまま来ております。今回廃止ということで条例改正することの町民に対する説明。休床にしたときの説明は、看護師が退職して補充できないから当面休床するということで今まで来たというふうに認識しておりますが、それを今回廃止にするということで、それをどのように説明するのか、その辺を、まずはここで御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 橘医院の病床廃止に関するお尋ねでございます。

まず今年度、周防大島町病院事業経営強化プランを国のガイドラインに基づいて策定しているところでございます。まずこの町の医療需要は大きく減少しております。それに対応する医療従事者の確保も現在厳しい状況でございます。その中で、入院に関する医療資源を大島病院と東和病院に集約化していく。それでこの町の入院医療需要に対応していくという推計に基づいた医療

資源の配置とさせていただいております。今非常に看護師の補充も難しい。当然入院医療を提供するということは、夜勤の看護体制、そして、日中でも医師や看護師の確保が必要でございますが、現在それに見合った医療需要というのは推計上はないということでございますので、まずはこの大島病院と東和病院に入院機能は集約化させていただくものでございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が申し上げているのは、周防大島町病院事業経営強化プランの話ではなくて、それはそれで議論したうえでのことだろうと思いますが、休床にするときに、町民の皆さんには説明会まで開いて、看護師が突然退職して補充できないからということで、私はそういうふうに記憶しております。違っていたら、その旨御答弁いただければと思いますが、その話がずっと生きてきた。今回突然周防大島町病院事業経営強化プランの話をされても、そのときに周防大島町病院事業経営強化プランのことを話されるのであればいいんですが、その休床のときには看護師が退職したから病床が維持できないんですよという話を、どうやって言い戻す——どういうふうに状況が変わって、今回の廃止になったのか、その辺をどのように町民の皆さんに対して話すのか、看護師が辞めたから休床ですよということを伝え、説明した町民の方に対してどういうふうに言い戻すか、その訂正というか、理由を。休床だった期間を踏まえて、廃止になったということをどのように説明するのかをお尋ねしたんですが。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの町民への説明についての御質問でございます。前回の議会でも同様な御質問があったと思います。当時は、看護師が退職して、人員不足で、橘医院の19床を休床という説明、おそらく3、4年前だったと思います。それから事情が変わったという説明に対しては、まずはパブリックコメント、今回、周防大島町病院事業経営強化プランをつくりまして、丁寧な医療需要の分析をした。医療需要の分析をして、そして当時と大きく変わっているのは、新型コロナウイルス感染症が終わりまして、非常にどこの病院も厳しい医療需要、もうコロナ禍で患者が戻っていない、患者が少なくなっている。想定よりも、医療需要が少なくなっているという状況でございます。我々も全ての施設で、入院に対して対応できない状況が続いております。

そこで今回は、周防大島町病院事業経営強化プラン全58ページを策定いたしまして、パブリックコメントを長めに実施させていただいたところでございます。あくまでも医療需要に基づいて、この町に医療を残さなければならない、この地域に持続可能な医療を提供するための、我々は決断をしたと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） いやちょっと誤解してもらったら困るんですけど、私が何も廃止にするということに異存があるということを申し上げているんじゃないくて、その休床にしたときには、看護師が退職したから休床にしたというような説明をしているわけです。だから医療需要がどうのこうのという話とは全く別の話で、退職した人員が欠員になって、休床になった後も看護師は募集していますというような説明もあったから、それはそのときじゃなくてその後です。休床中にいつ再開するんですかと言ったら、看護師を募集しています。

看護師を確保したら再開しますと、あくまでも休床ですよということを言い続けてきて、突然、周防大島町病院事業経営強化プランで医療需要があつてと言われても、まずは休床にしたときの説明を一旦合理的に、こう変わりましたよということを言ってもらわないと、それは説明になりません。だから、その説明を今後町民の方に、どういうふうな方法で説明していくのか。私は、休床にするときに説明会を開いたんですから、今度廃止にするときも当然、説明会を開かなきゃいけないんじゃないかなと思いますけれど、その辺も含めて御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず看護師の退職で補充ができなかったという理由で橘医院を廃止し、すみません、休床をしまして、それから募集を実際にしております。実際、休床を復活できるほどの人員は集まらなかったというのが、現実でございます。つまり今回、看護師が退職して補充ができないため休床であったということは、実質は言い戻しをさせていただくことになります。お詫びして、言い戻しをさせていただきまして、まずは医療従事者の募集はできなかったと、そして何回も繰り返しますけれども、医療需要の推計をして、まず復活は難しいということでございます。

そして、町民の方への御説明でございます。今、パブリックコメントで、丁寧に我々は意見を募ったと思っておりますが、今、田中議員がおっしゃったとおり、住民の方とは膝をつめて、第２期再編計画、来年度にはなりますが、今度は介護施設も含めた我々が、病院事業局が生き残っていく、この町に本当に必要な医療、そして医療を伴う介護を、病院事業局として提供し続けるための中長期的な体制、方向性、今、国立社会保障・人口問題研究所では２０４５年に６，０００人台に、この町の人口はなると言われておりますけれども、それに向かって我々がどういうふうに向かっていったらいいのかというのを、しっかり考える必要がありますし、第２期再編計画の策定にあわせまして、これは住民説明会をやって、膝をつめて、この町の将来の医療・介護について、町民の方々と一緒に考えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。竹田議員。

○議員（４番 竹田 茂伸君） 橘医院の廃止の関係ですけど、田中議員が言われたこととちょ

っと似とるのかも分かりませんが、今でも私の耳に、入院したいという人の声は届きます。ゼロであればしょうがないんですが、そこでお聞きするのが、廃止するというのは医療需要がないからと言われたと思うんですけど、そのほかの理由はございますか。医師が高齢化しておるとか、オンコールの問題とか、そういったものがありますか。どうですか。

○議長（小田 貞利君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 人材確保については看護師の数もかなり減って、今はもう東和病院すら1病棟になる。あのときも説明しましたが、1病棟を維持するためには、最低8人の看護師さんが夜勤をするために要る。それで東和病院も2病棟を1病棟に減らさざるを得なくなっている。

完全にそこまではないんですが、かなりの人数——休床にしたときの看護師の数と今の看護師の数が分かれば——それと橘病院の院長がこの令和6年3月31日で12年ですが、関東から来られて勤めておられた院長が辞められて、関東に帰られる。もう1人の先生も非常勤を辞めるといことで、医師も全くいなくなりました。今度、新しく外来は東和病院からの非常勤で行くのと周防大島町外からといことで、内科診療をやっていきます。ですから、医師も減って、いろいろ話したんですが、常勤の医師は見つからない状況です。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 石原病院事業管理者、ありがとうございます。ということは、常勤の医師がいないということが1番の大きな理由といことで理解してもよろしいですか。東和病院のほうからも先生が来られるんですか、その方は一応兼務という理解でいいんですか。兼務といつか、東和病院から応援に来るとい理解でよろしいんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 令和6年4月から橘医院の内科につきましては、月曜日に石井医師といううちの所属ではない医師が午前中、火曜日と金曜日に東和病院の山本医師が来る、水曜日は広島で開業されている医師が、午前中來られるといことで4回外来を開くが、実質、月曜日は健診とワクチン接種が主ですから、実質、外来としては3日といことです。

言いましたように、看護師も補充は難しいし、ほかの2病院と介護施設のやすらぎ苑とさざなみ苑も今は、看護師の人数は足りているんですが、それを補充するための源となる大島看護専門学校の卒業生が、今年も7人、今年といか来年度も6人と他所から1人勤めてくれるんですが、大島看護専門学校の卒業生、奨学金の人も減ってきています。

また恥ずかしい話ですが、大島看護専門学校の入学者もかなり減ってきて、今年は、20人いないという状況になってきているので。全てが、1つのことがどうこういことではなしに、医師、看護師の確保といことと、経営いようなものを総括して、結局、周防大島町病院事

業運営強化プランを作成したということで、さらに介護施設もかなり厳しいので、令和6年4月から、できたら第2期再編計画をお願いするようになるかと思います。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。よく分かりました。

最後に、介護施設で急病とかが出る可能性があると思うんですが、そこら辺りはきちっとどのようにするというような形はでき上がっているんですか。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの御質問は、介護施設をどういう方向性で検討しているか、（発言する者あり）申し訳ありません。急病が出たときの対応でございますが、これは病院事業局全体でバックアップする体制を取っております。各病院から支援のナースを出したり、あとは医師が場合によっては支援に行って、感染の状況を確認したりとか、そういった病院事業局全体でバックアップする体制を取っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第25号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正についてと、議案第26号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を終結いたします。討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

## 日程第26．議案第27号

○議長（小田 貞利君） 日程第26、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、補足説明を申し上げます。

山口県市町総合事務組合の公平委員会事務及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えることに伴い、関係地方公共団体の協議を行いたいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。またあわせて、規約の別表第1及び第2の各項の団体名について、団体コード順となるように改め

るものであります。

なお、この規約は令和6年4月1日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後3時16分休憩

.....

午後3時26分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

#### 日程第27. 議案第28号

#### 日程第28. 議案第29号

○議長（小田 貞利君） 日程第27、議案第28号財産の無償貸付けについて（旧田布施農業高等学校大島分校）と、日程第28、議案第29号財産の無償貸付けについて（旧森野小学校）の2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第28号及び議案第29号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第28号財産の無償貸付けについてであります。本案は、旧田布施農業高等学校大島分校の校舎及び跡地利用につきまして、令和3年第3回定例会及び令和4年第2回定例会で御議決をいただき、無償貸付けをしているところでございますが、新たに温室作業室及び跡地につきまして、無償貸付けをしようとするものでございます。

議案第28号資料の配置図をご覧ください。令和3年6月及び令和4年3月に利用公募を行い、申込みがありませんでした温室作業室⑧及び跡地につきまして、再度、令和5年11月に利用公募を行ったところ、1者から申込みをいただきましたので、選定委員会の審査を経て、地域振興の目的で、その利用に沿って土地建物の無償貸付けを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

貸付けの内容につきましては、特定非営利活動法人島スクエアプラスに次世代育成事業、地域

課題解決の取り組み、情報交換の場として無償貸付けしようとするものでございます。貸付期間でございますが、5年間の無償貸付期間の終期に合わせ、令和6年4月1日から令和8年9月30日までとしております。なお、電気・水道といった維持管理に必要な経費は、負担していただくことにしております。

以上が、議案28号の補足説明であります。

次に、議案第29号財産の無償貸付けについてであります。旧森野小学校の学校用地及び校舎外の跡利用につきましては、令和5年6月より利用公募を行ってまいりました。その結果、4者から申込みをいただきました。利用者の選考にあたり、まず地域説明会を開催して、地元の御意見をお伺いし、その後、2回の検討委員会を開催し、御審議いただき、委員会での検討結果に基づき、地域振興の目的で跡利用をいただく方への内定通知をいたしました。本議案は、その利用計画に沿った土地建物の無償貸付けを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案つづり67ページ、それぞれの施設配置につきましては、議案説明資料つづり15ページにより内容をお示ししています。貸付相手方は神戸市に本社を置くGRAND ARK合同会社で、貸付けの内容は、ゲストハウスの運営として校舎、屋内運動場、倉庫、附属設備等は無償で貸付けしようとするものです。貸付期間は、令和6年4月から令和16年3月までの10年間としております。なお、電気・水道といった光熱水費等の経費は、貸付相手方に負担していただくことにしておりますが、地域住民が使用できるスペースを確保していただくことや、非常時の避難所としての活用について配慮いただけるものでございます。

以上で、議案第28号及び議案第29号の補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第28号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第29号、質疑はありませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） この事業計画を見せていただいた中で、地域の活性化になる大変すばらしい計画が立っておりますが、10年計画でやっていく中での評価といいますか、そこらあたりは何か考えられているんですか。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） このたびの貸付けについては期間を10年ということで定めている

わけですが、この１０年というのは、旧森野小学校は平成２８年度に防衛省の再編交付金を活用して、空調機器の整備をしているということがございまして、財産処分年限等々がまだ達していないというところで、防衛省との事前協議の中で財産処分の条件である１０年というのを求めて公募をしているというところでございます。１０年の評価というのは、これを使っていただくことが原則というところで申し込んでいただいているというところでございます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 前にも聞いたかもしれませんが、この無償貸付けについて、この事業者が選定された、その基準というんですか、適正性をどのような基準に基づいて、選定委員会も開いたんでしょうけれど、その選定委員会で選びましたというのではなくて、無償貸付けについての基準というのがあるのかどうか。

それと、合同会社ですので、もちろん営利事業をやられるんだと思いますが、その営利事業と先ほどのような非営利の事業、これが全く同じような土俵というんですか、無償貸付けが行われるということは特に問題はないのかどうか、その辺をちょっと御答弁ください。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） ただいまの御質問で、まず無償貸付けの基準でございますが、跡利用にあたっての制約については、先ほど申しましたが、学校施設は国庫補助金で整備されておりますので、閉校した学校の跡利用については、利用目的を変更する転用手続が国に対して必要になってくる。この廃校を、公共の用に供するべきときには大きな問題はないんですけれども、原則、民間に貸し出す場合、特に無償であれば問題ないんですが、国とのやり取りで許可を得れば貸付けが可能である。ただ有償の場合は、これは国庫補助金の返納というところが伴いますので、このたびは無償で貸し付けるというところでございます。

なお営利企業が入って運営することについて問題ないかということですが、これについては特に問題ないという認識でございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 国との関係はそうなんでしょうけれど、教育委員会の中でこの財産を貸付けすることについて、例えば非営利団体であるとか、相手が営利団体の場合はどうか、その辺。今回問題ないんですよと言われたけれど、その問題ないんですよという判断基準というのは何かで定められているんですかということをお聞きしたんですが。例えば選定、財産無償貸付けの要項とか、そういったものがあるのかないのか、その辺を教えていただきたいと思ったんですが。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。



○教育次長（木谷 学君） このたびの募集にあたって、以前も同様にしているわけなんです、教育委員会でまず応募資格というのを作ったということで。この応募資格については公募の時点で示しているわけですが、4つほど項目がありまして、法人等の役員が暴力団関係者ではないこととか、税金等の滞納がないとか等々の条件が応募資格で、問題なければ応募できるというところで定めております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 応募資格は、当然最低限の欠格要件があると思うんですが、そうではなくて、例えばこういうA、B、C事業者が出てきました。その事業内容を精査して検討して、その中で町が10年間の無償貸付けをするにふさわしい団体であるかどうか、その辺をどういう判断基準で選ぶんですかというところの基準はあるんですか。もちろんその中に、こういうことをやっちゃだめです。何でもいいということはないと思うんです。公共施設、普通財産であっても町の施設ですから、そこをどういう縛りをかけているんですか。それはやっぱり明文化したものがあはずというか、あるべきだと思うんですが、それがあのかないのかというのを聞いたのと、じゃあそれはどういうふうなものを教えていただきたい。

それと、ないならそれは作るべきじゃないか。作ったうえで、無償貸付けというのが増えてきていますので、こういう状況の中で、やはりそういった基準を定めておくべきではないのかと思うのと、この中で当然、営利企業ですから、全てボランティアでやるというのは、手差しでやるというのは考えられないので、当然収入を得なきゃいけないと思います。その収入をどういうふうな形で、どれくらいの規模で得ようとしているのか、その辺の経営見込みを教えていただきたいのと、それともう1つは、この会社は神戸市で、実際に施設を管理しなきゃいけないと思いますので、どういうふうに会社が、神戸から来るわけじゃないでしょうから、こっちへ支店を置くとか、こちらに例えば管理する提携会社があるとか、実際の管理を誰がどういうふうな形でやるのか、その辺もあわせて御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず1点目ですが、選考にあたっての基準的な御質問だったと思いますが、このたびの選考は、4者応募があり、まず選考委員会を設けて、それで対応したわけなんです、選考委員会の場において4者からプレゼンテーションをいただいて、選考委員で練ってもらったというか、まず選考委員の思いを聞きました。その中で意見集約をして、最終的にこのたびのGRAND ARK合同会社という業者が選考委員会の中で選ばれたというところで、その基準というのは特にございません。皆さんの御意見を聞いて、その中でというところで定めたものでございます。

それから経営見込みについてですが、このGRAND ARK合同会社が出している収支計画

では、初年度から2年目については、収支は年間350万円程度の利益が出る形で計算をされているようでございます。それと最後に、このたびの会社が神戸が拠点の会社ですが、それがどういうふうに運営していくのかというところの御質問だったと思いますが、この本議会で議決をいただきましたら、また直ちに相手方と貸借契約の関係の話を調整していくんですけれども、令和6年3月、これが決まればですけれども、すぐにこちらのほうに参るというところで、令和6年4月1日に契約を締結しようと考えています。

それとGRAND ARK合同会社はすぐに、要するに令和6年4月1日以降、改修等々に着手するわけなんですけど、思いとしては令和6年10月にオープンしたいと、なかなかタイトなスケジュールとは思っているんですが、思いとしてはそういうふうに伺っております。なお、改修のときには常時スタッフがここにいるかと、令和6年4月以降ですが、常時いることはないかもしれませんが、少なくとも令和6年10月以降のオープン、令和6年10月をずれ込むかもしれませんが、オープン以降はこちらにずっと常駐しているという話は伺っております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第28号財産の無償貸付けについて（旧田布施農業高等学校大島分校）と、議案第29号財産の無償貸付けについて（旧森野小学校）の質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第29．議案第30号

#### 日程第30．議案第31号

○議長（小田 貞利君） 日程第29、議案第30号油宇集会施設の指定管理者の指定についてと、日程第30、議案第31号小泊集会施設の指定管理者の指定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第30号及び議案第31号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第30号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、自治会組織油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっていると

ころです。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間としております。

以上が、議案第30号の補足説明であります。

次に、議案第31号小泊集会施設の指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める小泊集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところ。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、期間は、同じく令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間としております。

以上で、議案第30号及び議案第31号の補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第30号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この施設は無償ということ、指定管理ですから委託料というか委任料なんですか、指定管理料はないというふうに思われますが、ないのかどうか確認させてください。

それと、町の施設だから、町から油宇自治会に指定管理として委任するということなんですけれど、この委任契約にあたっては、この集会施設自体は自治会が使っているんでしょうけれど、例えば今後、仮定の話をしちゃ申し訳ないんですが、自治会の運営が難しくなってきた、この施設自体が管理できないよといった場合には、もちろん町の施設ですから、町が管理運営するということになるのかどうか、ちょっとその点だけ確認させてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問で、自治会で管理運営ができなくなった場合はどうするのかというような御質問だったと思います。当然、自治会で管理ができない施設については、町の施設でございますので、町が管理をする。ただ、町が管理をいたしますが、1つの手法としてその施設を、例えばいろんな有効利用をしていくようなことも1つ考えられるのではないかと思いますけれど、ただ、管理運営については、町が行うという考えでございます。

もう1点の御質問でございます。指定管理料については、油宇集会施設については21万9000円の指定管理料をお支払いしているというふうになっております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 自治会で管理できなくなれば、もちろん町の施設だから町が管理します。その1かゼロじゃなくて、折衷案みたいなものもあり得るんですか。協定ですから、あり得ると思うんですが、お金の問題とか人の問題とかいろいろ自治会にあると思いますんで、例えばもうこの経費が賄えないから、管理できないというような場合に、じゃあそれを町が手当てしようというような折衷案みたいなことも、自治会と町との協議で、実際にある話じゃないんで、仮定の話なんですけれど、そういう場合には自治会との相談には応じますよということによろしいのかどうか。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） そういったことがあったとすれば、仮定の回答にはなりますけれど、当然、自治会が困っていることでございますので、当然、町としては話し合い、協議に応じたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第30号油宇集会施設の指定管理者の指定についてと、議案第31号小泊集会施設の指定管理者の指定についての質疑を終了します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第31．議案第32号

#### 日程第32．議案第33号

#### 日程第33．議案第34号

#### 日程第34．議案第35号

#### 日程第35．議案第36号

#### 日程第36．議案第37号

○議長（小田 貞利君） 日程第31、議案第32号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから、日程第36、議案第37号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第３２号から議案第３７号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第３２号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定めるデイサービスセンター福寿苑において通所介護事業を実施しておりますが、この事業の実施につきましては、平成１８年９月から、社会福祉法人慈光福祉会に指定管理者として管理運営をお願いしております。また当該施設は、介護保険制度が導入される以前から老人デイサービス事業所として、社会福祉法人慈光福祉会に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い通所介護事業所となった経緯もございます。

このようなことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、引き続き社会福祉法人慈光福祉会を指定管理者に指定しようとするものです。

指定期間につきましては、介護保険事業計画を３年ごとに見直すことから、その計画期間にあわせまして、３年とするものであります。なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を補うことから、指定管理料はゼロ円となります。

以上が、議案第３２号の補足説明であります。

次に、議案第３３号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定める東和在宅老人デイサービスセンターにおいて通所介護事業を実施しておりますが、この事業の実施につきましては、平成１８年９月から、社会福祉法人大島白寿會に指定管理者として管理運営をお願いしております。また当該施設は、介護保険制度が導入される以前から老人デイサービス事業所として、社会福祉法人大島白寿會に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い通所介護事業所となった経緯もあります。

このようなことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、引き続いて社会福祉法人大島白寿會を指定管理者に指定しようとするものであります。指定期間につきましては、介護保険事業計画を３年ごとに見直すことから、その計画期間にあわせ３年とするものであります。なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を賄うことから、指定管理料はゼロ円となります。

以上が、議案第３３号の補足説明であります。

続いて、議案第３４号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定めるデイサービスセンター和田

苑において通所介護事業を実施しておりますが、この事業の実施につきましては、平成18年9月から、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に指定管理者として管理運営をお願いしているところでございます。

また当該施設は、介護保険制度が導入される以前から老人デイサービス事業所として、旧4町の社会福祉法人、社会福祉協議会に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い通所介護事業所となった経緯もございます。このようなことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、引き続いて社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものです。

指定期間につきましては、介護保険事業計画を3年ごとに見直すことから、その計画期間にあわせ3年とするものであります。なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を賄うことから、指定管理料はゼロ円となります。

以上が、議案第34号の補足説明であります。

続いて、議案第35号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定めるデイサービスセンターしらとり苑において通所介護事業を実施しておりますが、この事業の実施につきましては、平成18年9月から、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に指定管理者として管理運営をお願いしているところです。

また当該施設は、介護保険制度が導入される以前から老人デイサービス事業所として、旧4町の社会福祉法人、社会福祉協議会に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い通所介護事業所となった経緯もあります。このようなことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、引き続いて社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものです。

指定期間につきましては、介護保険事業計画を3年ごとに見直すことから、その計画期間にあわせ3年とするものであります。なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を賄うことから、指定管理料はゼロ円となります。

以上が議案第35号の補足説明であります。

続いて、議案第36号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する「和田苑」につきましては、毎

年度1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものを、指定管理者とすることが規定されております。

このことから長期間継続して本施設において、総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として、1年間指定しようとするものでございます。

以上が、議案第36号の補足説明であります。

続いて、議案第37号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する「しらとり苑」につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。このことから長期間継続し本施設において、総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として、1年間指定しようとするものでございます。

以上で、議案第32号から議案第37号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第32号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第35号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第36号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第37号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、議案第32号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから、議案第37号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

○議長（小田 貞利君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、3月6日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時09分散会

---